

## 基本目標Ⅲ ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

持続可能な循環型社会を形成するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り、限りある資源を無駄なく効率的に利用していくことが求められます。

区民・事業者・区それぞれが高い意識を持ち、生産、消費、廃棄、それぞれの局面でごみの減量化と資源化に協働して取り組むことにより、質の高い循環型社会の構築を目指します。

### (1) 目標達成に向けた施策

#### 【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1) リデュース・リユースを推進する	①食品ロスの削減	★
	②リデュース・リユース施策の継続的な展開	
	③ごみ減量についての効果的な周知	
	④区民ひろば等の地域拠点の活用	
	⑤事業者との連携によるリデュース・リユースの推進	
	⑥連携の場の創出とリーダー育成	
2) 質の高いリサイクルを実現する	①わかりやすく効果の高い分別の検討	
	②事業者の自主的取組みとの協働	
	③事業系ごみのリサイクルの促進	
	④集団回収の積極的活用	
	⑤新たなリサイクルの拡充	
3) 安定的で適正なごみ処理を推進する	①適正分別・適正排出の徹底	
	②有害物質等の適正処理	
	③事業者の民間収集移行促進	★
	④災害廃棄物についての対策	★

#### 【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ 一人一日あたり区収集ごみ量 (g/人日)	541	520
・ 資源化率 (%)	19.9	22.8
・ 事業系ごみ (持込ごみ*) の排出量 (t)	43,841	28,384

\*持込ごみ：承認を受けた事業者などが清掃工場に直接持ち込んだごみのこと

#### 【取組指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ 食品ロスに関する啓発講座の実施回数 (回/年) 	2	4
・ リユース食器を使用するイベント回数 (回/年)	42	50
・ ごみ減量に関する出前講座の実施回数 (回/年) ※紙芝居による啓発講座を含む	34	40
・ 町会・清掃担当者との意見交換会、リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数 (回/年)	2	2
・ 事業系ごみの民間収集移行事業者数 (累計) 	50	700

：重点施策の推進に貢献する取組指標

#### 【モニタリング指標】

- ・ 「ごみを減らす努力やリサイクル活動が活発に行われている」と回答する区民の割合
- ・ 区役所 (本庁舎・出先施設) におけるリサイクル率

## 各主体の役割（例示）

### ■区民の役割

#### 日々の生活において

- ・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・食品ロス削減に関する理解を深める
- ・食品ロスを出さない調理を心がける
- ・フードドライブに参加する
- ・家電・家具等は修理するなどし、できるだけ長く使う
- ・排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する
- ・小型家電等の資源回収に協力する
- ・出前講座や環境学習に参加する

#### 買い物・外食のときなど

- ・買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
- ・食品ロスを出さない買い物、外食などを心がける
- ・マイ箸を利用する
- ・食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用する
- ・3010 運動に取り組む
- ・フリーマーケットやリサイクル店等を活用する

### ■事業者の役割

#### 日々の事業活動において

- ・ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
- ・ごみと資源の分別を徹底する
- ・排出者処理責任を遂行する
- ・災害廃棄物処理についての協力を検討する

#### 食品の販売、食事の提供において

- ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む
- ・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める

#### 商品・サービスの販売、提供において

- ・買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・販売した製品の店頭回収を行う
- ・建設工事における廃棄物の発生を抑制する



## ミニコラム

### 「チームもったいない」

東京都は、2018年8月に「チームもったいない」を発足しました。

「チームもったいない」は、「幅広く様々な場面で一般消費者に対し、「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動に取り組む企業やNGO等の団体、個人の方々にご参加いただき、食品ロスやレジ袋の削減、省エネなどの取組や行動を通じて、個人の消費行動変えていくことを目的とした緩やかな枠組み」（出典：東京都環境局ホームページ）です。

### III-1 リデュース・リユースを推進する

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ2R（リデュース・リユース）の取組みを強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要となります。

そのため、ごみの減量に関する周知・啓発、再使用の取組みを広げるための各種仕組みづくりや支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

## 施策

#### ① 食品ロスの削減 重点施策

家庭からの食品ロス削減の取組みを促すための普及啓発講座を実施します。

また、フードドライブをイベント等で実施するとともに、常設窓口の設置をしています。これにより、食品の廃棄を減らすとともに、社会福祉協議会と連携して区内の必要とする方々へ提供するなど、有効利用を図ります。区内の食品小売店や飲食店等の民間事業者に対しては、食品ロス削減への協力を呼びかけ、地域全体での食品ロス削減の取組みを促進していきます。



食品ロス削減対策講座



食品ロス削減パンフレット

#### ② リデュース・リユース施策の継続的な展開

家庭用生ごみ処理機導入への助成、区のイベント等におけるリユース食器の利用など、区民等による様々な取組みを支援します。また、福祉ホームにおける堆肥作り、家庭から出された廃食用油を使ったせっけんづくりなどのごみ減量の取組みを実施します。

区民に向けてはエコバッグの推進、レジ袋や過剰包装の削減を呼びかけていきます。



リユース食器の利用



液体リサイクル石けん

### ③ ごみ減量についての効果的な周知

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・実践教室・見学会実施、講師派遣などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や情報を提供します。新たに、保育園など区有施設への紙芝居の貸出を行い、啓発を拡大していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成などの対応を進めるとともに、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。



リサイクル出前講座

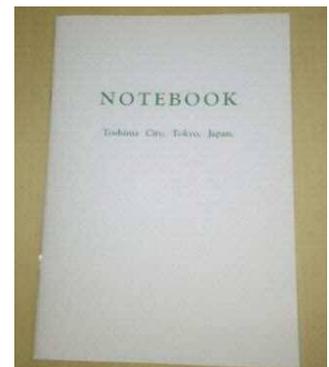
### ④ 区民ひろば等の地域拠点の活用

リデュース・リユースにおける、区民や事業者の取組みを連携させていくため、区民ひろば等を活用し、ごみ減量に関する情報交換などを実施します。

### ⑤ 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

区内の事業者と連携し、3Rキャンペーンなどのイベントを協働で行います。また、食品トレーやレジ袋といった、商品販売における減量可能な容器包装の削減を東京都と連携し呼びかけていきます。

豊島区の地場産業である印刷業界と連携し、印刷時に生じる残紙等でノートを作成し、発展途上国へ寄贈することで国際協力に貢献するとともに、ごみの減量、資源の有効活用に役立てていきます。



リサイクルノート

### ⑥ 連携の場の創出とリーダー育成

町会・清掃担当者の意見交換会や、リサイクル清掃関係施設見学会等の開催により、区民・事業者・団体等、様々な主体が、ごみの減量に向けた取組み状況や課題を共有し、協力して活動していくための場を提供します。また、ごみ減量活動での様々な主体による連携・協力を促進するための中心的役割を担う人材を育成します。

## ミニコラム

### プラスチックに係る社会の動向

プラスチックの使用は近年、短時間で社会に浸透し、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしてきました。その一方で、プラスチック製品の不適正な処理によって陸上から海洋へプラスチックごみが流出し、海洋汚染を引き起こしていることなどが、世界的な環境問題として取り上げられており、プラスチックの適正処理を強化していくことが求められています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月閣議決定）」に基づく廃棄物削減対策を進めており、プラスチックごみに関しては、新たに「プラスチック資源循環戦略」をとりまとめることとしています。この戦略に基づき、プラスチック資源循環や海洋プラスチック対策に関する具体的な取組みが進められることとなります。戦略策定にあたっては、レジ袋の有料化等についても検討が進んでいます。

## III-2 質の高いリサイクルを実現する

循環型都市の構築においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

そのため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

### 施策

#### ① わかりやすく効果の高い分別の検討

リサイクルの質をさらに上げていくため、区民や事業者にとってわかりやすいごみ分別方法を検討し、区ホームページでの情報発信やパンフレットの配布等によって周知を図ります。また、「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、集積所や定められた場所に出された資源が、区や区と契約した資源回収業者以外の者に不正に回収・処理されることを防ぐため、パトロールやチラシの作成・配布など資源持ち去り防止対策を強化していきます。

#### ② 事業者の自主的取組みとの協働

スーパーマーケットをはじめとした小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電量販店における小型電子機器等の店頭回収など、事業者による自主的な資源の回収の取組みを促し、事業者と連携しながら、区民によるこれらの店頭回収の利用を促進していきます。

#### ③ 事業系ごみのリサイクルの促進

「廃棄物管理責任者講習会」を開催し、事業者への啓発を行うとともに、事務所などから排出されるごみの適正処理を徹底するため、事業系ごみの排出実態把握の調査を行い、減量や資源化の方策を検討します。また、区有施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進していきます。



廃棄物管理責任者講習会

#### ④ 集団回収の積極的活用

町会や自治会、マンション管理組合等へ、集団回収への参加を呼びかけます。また、集団回収を実践している団体に対する報奨金の支給などの支援を行います。

#### ⑤ 新たなリサイクルの拡充

ごみの発生抑制や再利用を推進するとともに、社会経済等の動向に対応した新たな資源化や資源回収品目の拡大に取り組み、ごみの大幅な減量を図っていきます。2018年度からリサイクルの向上とごみの減量を目的として、「金属・陶器・ガラスごみ資源化事業」を実施し、家庭などから出されたごみを専用工場で選別し、再資源化を行っています。また、家庭から出される粗大ごみの中から有用金属を選別し、資源化を行っています。

### III-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

ごみ処理を効率的に行うためには、適正に分別し排出することが不可欠であり、ごみの適正処理は、衛生面での環境悪化や有害物質による汚染を防止するうえでも重要な側面です。また、今後起こり得る災害等に備えたごみ処理体制の構築も喫緊の課題となっています。

そのため、排出ルールを守った適正な排出の促進と、事業者による排出者処理責任の徹底に取り組みます。また、災害廃棄物処理体制の構築に取り組みます。

## 施策

#### ① 適正分別・適正排出の徹底

区民に対して適正な分別と排出マナーの向上のための説明や巡回パトロール等、継続的な排出指導を行い、不法投棄防止に努めます。また、事業者に対して適正な処理を促進するための助言を行うとともに、事業用中小規模建築物の所有者への廃棄物管理に関する指導を行い、適正処理を推進します。

#### ② 有害物質等の適正処理

有害物質等を含む製品の情報や正しい分別方法などを周知します。また、家庭から多く排出される水銀含有製品を安定的に処理するため、蛍光管のボックス回収を行います。その他、適正処理が必要な製品について、引き続き検討を進めます。



蛍光管等回収ボックス

#### ③ 事業者の民間収集移行促進 **重点施策**

事業活動に伴って排出される事業系廃棄物の民間収集移行を促進します。また、例外的に有料で行政収集を行っている一部事業者については、有料ごみ処理券の適正貼付指導を継続します。

#### ④ 災害廃棄物についての対策 **重点施策**

災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、東京都や近隣自治体、事業者等と協定の締結などにより連携を図りながら、区の「災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の構築を進めていきます。

#### 事業者との災害廃棄物処理連携協定

大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理のために締結する、事業者との災害廃棄物の収集・運搬及び処理に関する協力協定について、区でも特別区における連携協定の検討を視野に、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を実施するため締結していきます。

重点  
施策

【基本目標Ⅲ：ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち～ごみ減量対策を見つめ直し、非常時への備えを進める～】

課題

日本における食品ロスの量は2015年度で646万トンと推計されており、これは世界全体の食料援助量の約2倍にもものぼります。食料の大部分を輸入に頼っている日本の現状をふまえ、飲食店等が数多く集積する豊島区においてもその対策が求められており、食品関連事業者と消費者の両方が、食べ物を無駄にしないための対策に取り組む必要があります。

また、区内の小規模な飲食店・店舗などの事業所から排出されるごみは、その量に関しても、適正排出という側面からも課題となっています。事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないという原点に立ち返って対策を取っていくことが求められています。

その他の喫緊の課題としては、災害廃棄物処理対策があります。気候変動による影響を含め、今後起こり得る災害への備えが求められていることから、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。

施策内容

- ①食品ロスの削減★ 64 ページ
- ②事業者の民間収集移行促進 67 ページ
- ③災害廃棄物についての対策  67 ページ

これらの重点施策の推進により、ごみ減量という根本的な課題に対して、区の特性をふまえた観点からの解決を図るとともに、今後起こり得る大規模災害への備えを進めます。

★付きはリーディングプロジェクト（重点施策の中で優先的に取り組む事業）の属する施策

関連する主なSDGsの目標とターゲット

8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	
11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。	
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。	

出典)外務省ホームページ「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳より抜粋。

注)重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われるSDGsのターゲットを示しています。

## リーディングプロジェクト

## 食品ロス削減対策事業

## 目的

飲食店等が数多く集積する豊島区において、食品関連事業者と一人ひとりの消費者が、食べ物を無駄にしないための対策に取り組み、食品ロスを削減することを目的とします。

## 概要

食品ロス削減に向け、これまで取り組んできた、食品ロス削減に関するレシピの情報提供や出前講座の実施などによる普及啓発に加え、民間事業者とのさらなる連携により、地域全体での食品ロス削減対策を促進していきます。具体的には、フードドライブ(2018年12月～)や協力店の創設に取り組みます。今後の対策や方法については、庁内「フードロス削減対策調整会議」において、各部署の様々な視点から検討していきます。

## ◆民間事業者との連携

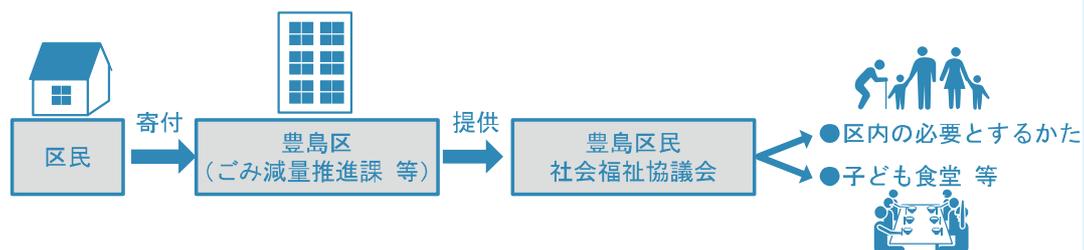
区内の食品小売店や飲食店等の民間事業者に対して、食品ロス削減への協力を呼びかけます。協力店については、区民と共有できる仕組みを構築していきます。

FFパートナーシップ協定を締結した区内の民間事業者等と連携し、フードロス削減対策講座を実施します。

## ◆区内循環型フードドライブ（豊島区方式）

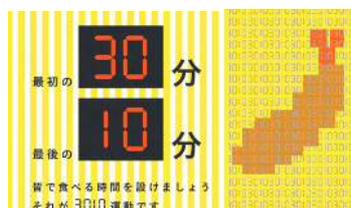
社会福祉協議会等と連携し、区内で余った食品を、子ども食堂等、区内の必要とするかたに届ける区内循環型のフードドライブに取り組みます。

<フードドライブのイメージ>



## ミニコラム

## 3010 運動



3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、  
 <乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、  
 <お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみ  
 ましょう、  
 と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

出典)環境省ホームページ

コラム

調理における食品ロス削減方法

環境に配慮した調理を通して、食品ロスを減らすことができます。

ここでは、食品を無駄にしないための料理の創意工夫のアイデアをご紹介します。



食品ロス削減のための7つのヒント

- ① 買い物は、まず**冷蔵庫の中を見てから**行きましょう。また、必要以上に買わないために、空腹で買い物に行かないことも大切です。
- ② 作り置きができれば、**まとめ買いもお得です**。
- ③ まずは必要な分だけを買うことが大切ですが、**保存の知識があると食材をムダにしません**。  
大根は生のまま冷凍できます。輪切りにしてラップでくるみ、冷凍することで、味が染みやすくなります。
- ④ 同じ食材でも**味付けが変われば飽きずに食べることができます**。カレー粉やごま油、スパイス類などで目先を変えてみるのもいいでしょう。
- ⑤ 定期的に「**冷蔵庫クリーンデー**」をつくと食材のムダを減らせます。その際、安全を考えて余った料理は必ず加熱しましょう。
- ⑥ **余ったおかずは冷凍保存を**。煮物はほとんど冷凍できます。冷ましてから、なるべく平らになるように容器やビニール袋に入れて冷凍しましょう。
- ⑦ **作り置きは傷みやすいものから食べましょう**。食べる順番を家族みんなで共有して、ムダを防ぎましょう。

手間なくカンタン！！  
大根の皮と根入りきんぴら

〈材料〉  
大根 300g  
ごま油 大さじ1強  
しょうゆ 大さじ1  
みりん 大さじ1と1/2  
七味唐辛子



- 〈作り方〉
- ① 大根は、皮・根ごと5mm幅のせん切りにする。
  - ② ごま油で大根をいため、大根全体に油がのったら調味料を加える。
  - ③ いためながら煮詰めていき、大根がしんなりしたら火を止める。
  - ④ 好みで七味唐辛子をふる。



「資源回収・ごみ収集のお知らせ」の多言語対応

区では、資源回収・ごみ収集のお知らせリーフレットを多言語で作成し、外国籍住民へ提供しています。2018年時点では、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語に対応しています。この取り組みにより、外国籍住民への普及啓発を図り、正しいごみ出しを促していきます。

ごみ出しルールについて、区内の一般集積所に「QRコード」シールを貼付し、QRコードから区ホームページの外国語版「資源回収・ごみ収集のお知らせ」にリンクすることで、外国籍住民等に周知することを検討しています。



「資源回収・ごみ収集のお知らせ」  
ネパール語版

## 基本目標Ⅳ すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

区が目指す環境都市像を実現するためには、区内の経済・社会活動を支える土台となる都市環境や、区民にとって最も身近な生活環境を良好に維持していくことが求められます。

都市環境や生活環境の維持・向上のため、大気、水、土壌環境の維持・改善、騒音・振動の抑制等の都市公害の防止と、まちの美化促進により、安全・安心・快適な地域環境の確保を目指します。

### (1) 目標達成に向けた施策

#### 【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1) 健康・快適な環境を保全する	①公害対策	
	②化学物質の適正管理	★
2) 美しいまちづくりを推進する	①路上喫煙・ポイ捨て防止対策	★
	②清掃・美化活動の推進	★
	③害獣等による被害対策	

#### 【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
◆ 大気汚染物質の環境基準達成状況 (%)	80	100
◆ 路上喫煙率 (%)	0.07	0.03
◆ ごみゼロデー参加人数 (人/年)	15,452	16,000
◆ 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合 (%)	30.4	35.0

#### 【取組指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ 環境調査に関する情報発信回数 (回/年) ※放射線測定を除く	19	19
・ 化学物質の適正管理に関する指導 (回/年) 	5	5
・ 路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンの開催回数 (回/年) 	12	18
・ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの時間数 (時間/年) 	8,432	10,000
・ 路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数 (枚/年) 	115	200

: 重点施策の推進に貢献する取組指標

#### 【モニタリング指標】

・ 光化学スモッグ注意報の発令日数 (都内) (日)
・ 道路交通騒音の環境基準達成率 (%)

各指標の説明は 96 ページへ

## 各主体の役割（例示）

### ■ 区民の役割

#### 日々の生活において

- ・ 食器等に付着した油汚れは拭き取ってから洗うなど、水を汚さないよう心がける
- ・ 殺虫剤や農薬等は、適切に使用し、化学物質の放出・漏出を抑える
- ・ 騒音・悪臭・振動等による近隣への影響を発生させないように心がける
- ・ ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上を心がける
- ・ 「ごみゼロデー」などの区が実施する施策に協力する
- ・ 地域の美化を促進する活動へ参加する

### ■ 事業者の役割

#### 日々の事業活動において

- ・ 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制する
- ・ 化学物質を適正に管理し、排出削減を図る
- ・ 建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する
- ・ 公害関係の法令を遵守する

#### CSR 活動において

- ・ 地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する
- ・ としまクリーンサポーター制度へ参加・協力する



## ミニコラム

### 典型7公害

環境基本法では公害について、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壤汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。これら7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます。



## Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

区の大気環境は、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準を達成し、工場等から報告を受けている VOC（揮発性有機化合物）の環境への排出量も年々減少していますが、光化学オキシダントは環境基準の非達成が続いており、課題となっています。

大気環境や土壌・騒音・振動等を含む生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取組みが必要なため、公害への迅速な対応や化学物質の適正な管理の推進に取り組めます。

### 施策

#### ① 公害対策

大気汚染、交通騒音・振動などについて、環境基準項目の監視を継続します。土壌地下水汚染に関しては、事業者に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく土壌汚染対策の指導を行います。

建設作業に関する騒音・振動対策としては、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、一定要件の建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明を徹底するよう、事業者への周知啓発の強化に取り組めます。また、騒音や振動等の公害が発生しやすい作業を行う工場等による規制基準の遵守の徹底や、中高層集合住宅による生活騒音等の公害の発生抑制指導を行います。



道路交通騒音調査



鉄道騒音・振動調査

#### ② 化学物質の適正管理 **重点施策**

光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）の発生抑制のため、工場等への立ち入り指導を通じて VOC 排出削減を推進します。また、住民の健康被害を防止するため、アスベストが使用されている建物の所有者が解体や改修工事を行う際に、書類審査や施工の際の事前・事後検査によるアスベストの飛散防止の徹底に取り組めます。

ダイオキシン対策としては、東京二十三区清掃一部事務組合と合同で区内 5 地点の大気および 6 地点の土壌について、継続的にダイオキシン類濃度の測定を行います。



土壌汚染対策工事現場確認



大気汚染常時測定室

## Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

区民アンケート（豊島区に関するアンケート（2017・2018年度））では、区民にとって重要度が高いものの満足度が低い項目として、「ポイ捨てのないきれいなまち」があがっており、特に繁華街や駅周辺などの美化とマナーの改善が課題となっています。

これらの対策として、区による美化活動だけでなく、区民や事業者と連携した継続的な美化活動や、来街者へのマナーの啓発など、包括的な取組みを進めます。また、有害鳥獣による被害の防止対策に引き続き取り組めます。

### 施策

#### ① 路上喫煙・ポイ捨て防止対策 重点施策

2011年度に制定した「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、路上喫煙・ポイ捨ての減少のための取組みを進めます。具体的には、通行人に路上喫煙・ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーンの実施、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールの実施、指定喫煙所の設置による路上分煙の徹底などに取り組めます。また、指定調査地域における路上喫煙率の調査を継続するとともに、来街者が喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置を行います。



路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール



路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン

#### ② 清掃・美化活動の推進 重点施策

毎年5月30日をとしまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関との協働による区内全域の一斉清掃を実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知を図っていきます。また、自主的な環境美化活動を実践する区内の企業・団体等の「としまクリーンサポーター」としての登録を促進します。これらの団体や、自主的に美化清掃活動を行うボランティアなどの団体に対して、清掃用具の貸出しを行うことにより、自主的な清掃活動を支援していきます。

区内で特に環境美化の課題となっている落書きやガム取り対策としては、区による定期的な対策のほか、地域の町会や商店街、学校などと連携した地域落書き消去活動、地域ガム取り活動を行います。また、落書き消去剤の貸与やガム取り用具の貸出しなどを行います。

国際アート・カルチャー都市にふさわしい「おもてなし品質」の向上を図るため、区内の133カ所の公園等トイレ、公衆トイレのうち、改修等を必要とするトイレ約85カ所を2017～2019年度の3年間で改修します。また、改修対象トイレの一部に壁画やラッピングなどを施すアートトイレを展開しています。制作にあたっては、区内を中心に活動している若手アーティストが地域の特性をコンセプトにデザインをしたり、近隣保育園、小学校とワークショップを行ったりするなど、様々な手法で地域と関わっています。



ごみゼロデー

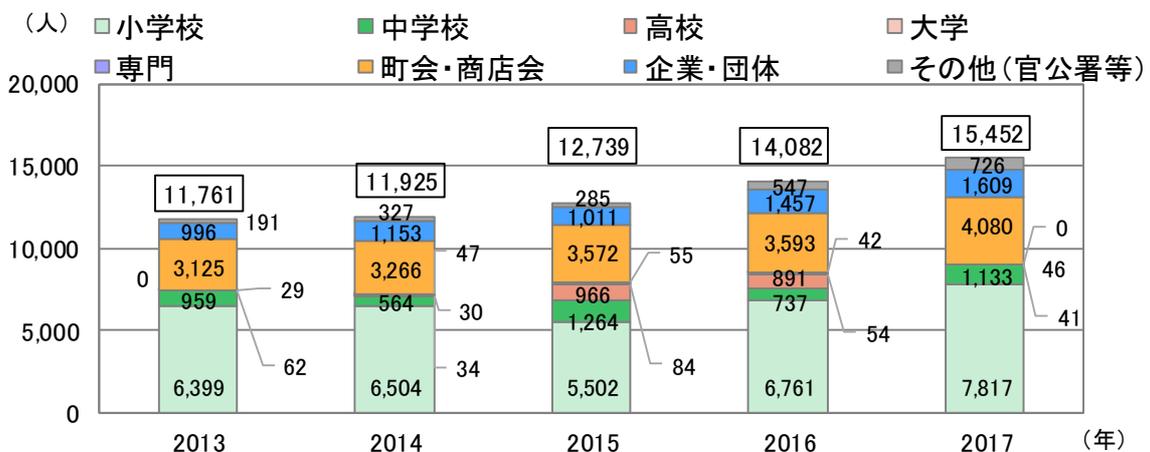


図 25 ごみゼロデー参加者の推移

### ③ 害獣等による被害対策

カラス対策として、人を襲うなど緊急を要する場合に、一般住宅等の巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収などの対応を引き続き実施し、カラスの被害を減らす対策を広報などで周知していきます。

ハクビシン対策としては、区民からの目撃情報の収集と情報提供、被害が生じている一般住宅内等への箱わなの設置など、地域と連携してハクビシンの被害防止対策の取組みを行います。



カラスの巣

## ミニコラム

### ガム取り機

道路などに点々とついている黒いシミのほとんどは、ポイ捨てされたガムです。区では、きれいな道路環境を推進するため、ガム取り用具を使ったガム取り活動に取り組んでいます。

最新のガム取り機は、高温に熱せられた洗浄液を出してガムを溶かしながら、金属製のブラシで除去します。



ガム取り活動

重点  
施策

【基本目標Ⅳ：すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち～安全で美しくきれいなまちをつくる～】

課題

安全で美しく清潔なまちを実現するためには、公害をなくすこと、路上喫煙・ポイ捨てを防止すること、環境美化を促進することが欠かせません。しかし、豊島区では大都市という特性上、都市公害、路上喫煙やポイ捨てなどの課題が生じやすく、それらの問題を解決し、安全で快適な都市空間を維持していくことが求められます。

そのためには、化学物質の適正管理などの公害防止対策を徹底する必要があります。また、区に集う人々が感じることのできる清潔さや快適さを備えた環境を創出するため、路上喫煙・ポイ捨て防止対策、清掃・美化などの対策を重点的に展開する必要があります。

施策内容

- ①化学物質の適正管理 73 ページ
- ②路上喫煙・ポイ捨て防止対策★ 74 ページ
- ③清掃・美化活動の推進  74 ページ

これらの重点施策の推進により、安全・安心で快適な環境都市としての土台を固めるとともに、区特有の環境美化等に関わる課題の解決を図っていきます。

★付きはリーディングプロジェクト（重点施策の中で優先的に取り組む事業）の属する施策

関連する主な SDGs の目標とターゲット

3.9	2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	
6.2	2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。	
11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	

出典)外務省ホームページ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳より抜粋。12.4 は仮訳をもとに作成。

注)重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われる SDGs のターゲットを示しています。

## リーディングプロジェクト

## 路上喫煙・ポイ捨て防止対策の充実

## 目的

2019年の東アジア文化都市、2020年のオリンピック・パラリンピック開催などを控え、日本語を十分に習得していない外国人来街者のさらなる増加が見込まれます。区では、路上喫煙・ポイ捨て防止対策を継続して行っていますが、路上喫煙・ポイ捨てに関するルールやマナーをすべての人に正しく理解していただくことが必要となります。

そこで、多言語による路上喫煙・ポイ捨て防止対策を行うことにより、路上喫煙・ポイ捨てに関するルールの周知を進め、みんなで協力してきれいなまちをつくっていくことを目指します。

## 概要

## ◆（仮称）外国人向けの路上喫煙・ポイ捨て対策

- ・都内初となる多言語音声翻訳機を活用した、路上喫煙・ポイ捨て防止対策を行っていきます。多言語音声翻訳機は、インターネットに接続され、指導者と相手が双方向でコミュニケーション可能なものを予定しており、より丁寧に適切な路上喫煙・ポイ捨てに関する指導を行っていきます。対応言語は、英語、中国語、韓国語などを予定しています。
- ・路上喫煙・ポイ捨てに関するルールを共有できるよう、路上啓発表示や看板について多言語対応していきます。

## としまセーフシティ作戦

区では、「繁華街での客引き禁止」、「路上喫煙・ポイ捨て禁止」対策を実施し、2017年度からは、「路上看板禁止」を加えた対策を「としまセーフシティ作戦」と銘打ち、区、地域、警察の三者で、池袋駅周辺を中心に取り組んでいます。安全、安心、安住の頭文字をとった、AAA（トリプルエー）の街を目指し、三位一体合同パトロールを実施しています。今後は、対象地区を拡大し実施していく予定です。

この取り組みの推進により、安全で安心な訪れたい街、住み続けたい街、国際アート・カルチャー都市「としま」を実現していきます。



区民・警察・区が一体となり、3つの対策を実施



コラム

公園全面禁煙化

豊島区では、子どもを受動喫煙から守り、子育て環境を向上させるため、2018年10月1日から区内公園等の全面禁煙化を実施しました。

公園は、園庭のない保育園の園児などの地域の子どもたちの遊び場や自然に触れる貴重な空間となっています。区には合計162か所の公園等があり(2019年3月現在)、99か所は全面禁煙化以前から禁煙となっていました。新たに59か所について全面禁煙化し、残りの7か所の公園は2年間で段階的に禁煙化を進めていきます。

喫煙者と非喫煙者が理解を深めあい、マナーを向上することで、子どもと女性にやさしいまちづくりを進めていきます。



※段階的に禁煙化を進める7か所の公園：上池袋くすのき公園、池袋駅前公園、東池袋中央公園、池袋西口公園、池袋ふれあい公園、日出町公園、駒込公園

暮らしの中の化学物質

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質と上手につきあっていくためには、身の周りの化学物質の環境リスク※を正しく理解するとともに、区民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。

※化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいいます。

食品類	洗剤や化粧品	塗料や接着剤	農薬・殺虫剤・肥料
<ul style="list-style-type: none"> <li>●安息香酸、ソルビン酸など(保存料)</li> <li>●食用赤色2号など(合成着色料)</li> <li>●残留微量化学物質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど(殺菌剤・防腐剤)</li> <li>●直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩など(界面活性剤)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど</li> <li>●酢酸ビニルなど(接着剤)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パラジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど</li> </ul>
			医薬品
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど</li> </ul>

出典)環境省「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」(2018年)をもとに作成

## 連携・協働

## 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

## (1) 豊島区環境教育等行動計画としての位置づけ

本節は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）第8条に基づき、「豊島区環境教育等行動計画」（以下「本行動計画」という。）として策定するものです。

## (1) 策定の背景・意義

## 世界と日本の主なできごと

1972年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ストックホルムで「国連人間環境会議」開催</li> <li>・「人間環境宣言」採択</li> </ul>
2002年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界サミット」開催</li> <li>・「国連ESDの10年（2005～2014年）」採択</li> </ul>
2003年	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定</li> </ul>
2011年	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布</li> </ul>
2013年	世界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第37回ユネスコ総会</li> <li>・「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」採択</li> </ul>
2018年	日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更閣議決定</li> </ul>

## ＜世界の動向＞

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の重要性は世界的に認識されており、持続可能な開発に向けた進展を加速するためには、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことが重要となっています。

また、SDGsにおいても、教育分野が目標の一つ（目標4：質の高い教育をみんなに）として位置づけられており、その中で、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにするという、ESDに関するターゲットが掲げられています。一つの目標やターゲットにとどまらず、教育については、「教育が全てのSDGsの基礎」であり、「全てのSDGsが教育に期待」しているとも言われており、特に、ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGsの17の目標全ての達成に貢献するものと言えます。

## ＜国内の動向＞

世界の動向をふまえ、日本での環境教育においても、近年は国際的に求められている「持続可能性」を含む広い意味での環境教育が求められています。

2018年6月には、環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が、環境教育等を取り巻く現状をふまえて変更され、「体験活動」の意義を捉え直し、地域や民間企業の「体験の機会のある場」の積極的な活用を図っていくことが掲げられました。

また、国連のGAPの採択を受け、国内でも「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画（ESD国内実施計画）」が2016年3月に策定され、つぎの5つの優先行動分野ごとに政府が取り組む施策が示され、この実施計画にもとづく具体的な取組みが始まっています。

- 1) 政策的支援（ESDに対する政策的支援）
- 2) 機関包括型アプローチ（ESDへの包括的取組）
- 3) 教育者（ESDを実践する教育者の育成）
- 4) ユース（ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援）
- 5) 地域コミュニティ（ESDを通じた持続可能な地域づくりの促進）



図 26 ESDの基本的な考え方  
出典)文部科学省ホームページ

こうした背景をふまえ、区においても、地域における持続可能な社会の担い手を育む教育の促進が求められます。そのためには、一人ひとりが問題の本質や解決に向けた取組みの方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていくために必要な教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させ、環境教育の取組みを促進・強化していくことが必要です。

## (2) 本行動計画の基本的事項

本行動計画は、環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組みを効果的に進めるうえで協働での取組みが重要であることに鑑み、豊島区の環境教育に関する施策の方向や具体的な取組みとともに、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進めるための施策と取組みを示すものです。

### 計画期間

2019年度から2030年度まで

### 計画の推進主体

すべての世代の区民・区に集うすべての人及び事業者・区（みんな）

### 関連計画との連携

本行動計画では、区の教育大綱と位置づける豊島区教育振興基本計画及びその他関連計画と相互に連携を図りながら、環境教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、連携・協働の分野の将来像の実現を目指します。

### (3) 豊島区における環境教育・環境学習の状況

#### 環境教育・環境学習に関する施設

- ✪ 豊島の森では、区立小学生を対象とした環境教育、区民を対象とした環境学習を実施しています。
- ✪ みらい館大明（豊島区立旧大明小学校を活用した生涯学習施設）では、自然観察や植樹などの体験型環境学習を実施しています。
- ✪ 区民ひろばでは、ガーデニング、緑のカーテンづくりなどの緑化講座を実施しています。

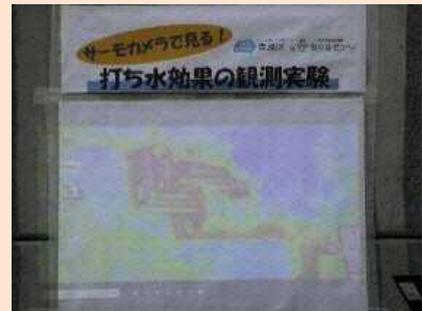
#### 連携・協働事業の取組み

##### FFパートナーシップ協定事業

区内事業者等との協働により環境に関する事業に取り組んでいます。

<2018年度実績>

- ・「サーモカメラで見る！打ち水効果の観測実験@南池袋公園」（豊島区×日本気象協会）
- ・「(仮称)フードロス削減対策事業@西武池袋本店」



##### 自治体間交流事業

区民へ自然体験の機会を提供しています。

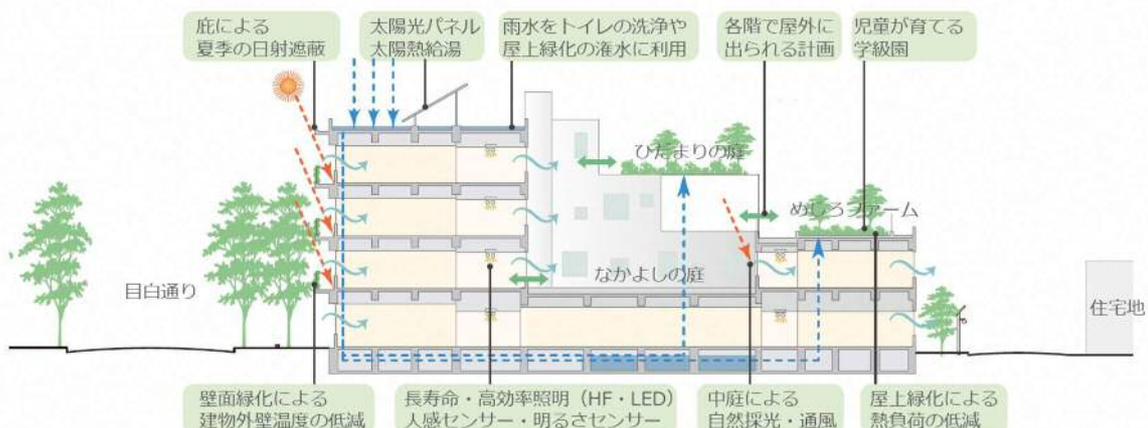
93 ページへ

### 1) エコスクール化の推進

環境に配慮した「エコスクール」の整備を推進しています。

86・87 ページへ

2014年度に改築された目白小学校は、緑豊かな学校です。階段状の広い屋上空間では、屋上緑化、菜園のほか、太陽光発電、太陽熱給湯、雨水利用を行っています。各階で室内外が連続し、児童は日常的にみどりとエコに触れることができます。校庭には、子どもたちが設計したビオトープを整備しました。



## 区内の小中学校における環境教育の取組み

### 2) としまふるさと学習プログラム

学校における環境教育は、郷土にある自然を愛し、郷土への愛着を育む「としまふるさと学習プログラム」の一環として取り組んでいきます。

#### ①学校の特色に応じた環境教育の展開

参考事例：駒込小学校「駒小さくら物語」

駒込小学校は、区内では「ソメイヨシノ桜発祥の地、駒込」の学校といわれており、小学校のシンボルとして子どもたちに愛されている駒桜から、全学年が桜についての学習を行っています。

- ❁ 1年生 学校の周りの桜探し
- ❁ 2年生 桜の花びらを集めてしおりなどの作品づくり
- ❁ 3年生 地域に咲いている桜の木を見つけて、駒込の桜マップづくり
- ❁ 4年生 インタビュー活動を通して、地域の人への桜への思いを学ぶ
- ❁ 5年生 桜について、テーマを決めて調べ学習する（植物・歴史など）
- ❁ 5・6年生 お気に入りの桜を写真で撮って、桜フォトコンテストに応募
- ❁ 6年生 今まで学習した内容から桜検定を行い、合格者にはさくらマイスター認定証とバッジが送られる



2年生の活動の様子



#### ②都市型環境教育の推進

身近な自然と触れ合うことにより、自然の優しさや大切さを学ぶために、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間などを利用して、体験活動の充実を図っています。また、移動教室や修学旅行などで自然体験活動を積極的に導入しています。

##### 学校教育におけるビオトープの活用

区立小学校では、ビオトープを委員会活動や授業に活用するなど、自然と触れ合うきっかけづくりに活用しています。富士見台小学校では、「ホタル観賞会」を行うなど、地域との交流を深める場にも活用しています。仰高小学校は、「仰高樟の樹の里地里山ビオトープ再生計画」を実施し、ビオトープは受賞するなど高い評価を得ています。



富士見台小学校ホタル観賞会案内

##### 教職員の環境教育の学び

- ・全小・中学校教職員を対象に、環境教育研修会の実施をしています。
- ・「としま教育フォーラム」にて、豊島の森を活用した実践を報告しました。（2015年度 南池小、目白小、富士見台小）



富士見台小学校ホタル育成の様子

### 新庁舎を活用した環境教育

＜プログラム例：豊島区役所庁舎見学（区立全小学3年生）＞

2016年度から、アニメ「豊島の森物語」の鑑賞、区の環境に関する講義などの受講とともに区役所本庁舎の豊島の森を見学し、環境について学んでいます。



#### 参考① DVD「豊島の森物語」

(2015年度 豊島区教育委員会作成)

##### ななまる：

この森はおじいちゃんやお父さんが考えたんだよね。

##### ななまるのおじいちゃん：

そうじゃ。豊島区の子どもたちから意見をまとめてな。「豊島の森」とは、豊島区の自然や文化を守るための場所じゃ。



#### 参考② 「豊島区の環境について」の講義

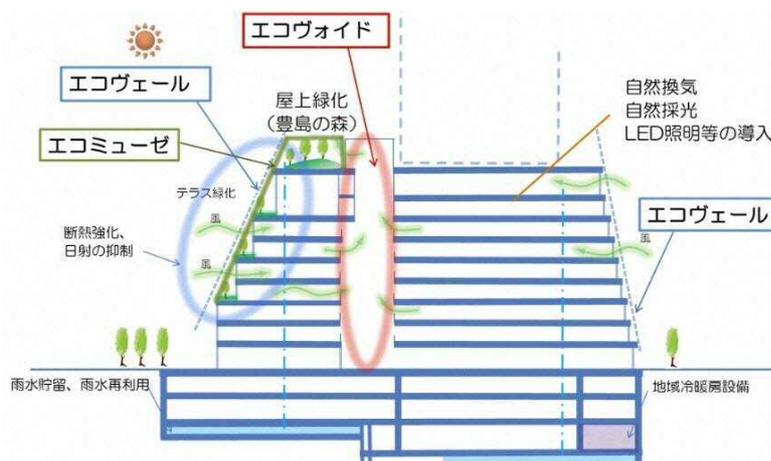
(豊島区 環境政策課)

豊島区本庁舎の建物（エコヴォイドや豊島の森の雨水利用システム）の環境対策について紹介しています。また、区内にいる生きものと緑について、写真やクイズなどを交えながら、説明しています。



豊島区本庁舎の屋上10階には、かつての区の自然を再現した「豊島の森」を整備しました。区の植生や生態などを学びながら憩える場となっています。

4階、6階、8階の「グリーンテラス」と外階段でつなぎ、自然環境を体感できる見学・学習ルートを設定しています。



(4) 目標達成に向けた施策

【施策体系】

施策の方向	施策	重点
1) 環境教育を促進する	①環境教育・環境学習の推進	★
	②環境情報の効果的な発信	
2) 環境人材を育成し、活動の場を広げる	①環境活動を率いる人材育成	★
	②環境活動の拡大	
3) 連携・協働の仕組みをつくる	①協働による環境活動の推進	
	②事業者・行政の連携強化	★
	③行政間連携による環境配慮	

【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ みんなで（地域や事業者等と連携して）環境保全に取り組んでいる、または取り組みたいと考える区民の割合（％）	—	66.8

【取組指標】

指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2030年度)
・ 多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数（人/年） 	5,541	5,572
・ 環境教育支援プログラムの参加校（校） 	21	30
・ 環境リーダーの数（累計） 	310	382
・ 家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数（表彰数/年）	44	44
・ 企業等の自主的な環境美化活動（としまクリーンサポーター登録団体数）（件）	133	150

：重点施策の推進に貢献する取組指標

【モニタリング指標】

・ 環境イベント（としまエコライフフェア）への出展団体数（団体）
----------------------------------

各指標の説明は96ページへ

## 各主体の役割（例示）

### ■ 区民の役割

#### 日々の生活において

- ・ 環境に関する本や記事、区の環境情報誌などを読み、環境に関する理解を深める
- ・ 地域の環境活動や美化・清掃などに取り組む
- ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する
- ・ 環境リーダー育成講座へ参加する
- ・ 環境リーダーとして活動を実施する

### ■ 事業者の役割

#### 日々の事業活動において

- ・ 環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る

#### CSR 活動において

- ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する
- ・ 地域住民向けの環境講座等を実施する
- ・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する
- ・ 環境に関する情報提供を行う（環境報告書の作成・公表など）



## 連一1 環境教育を促進する

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が必要です。

その基礎となる環境学習・環境教育の促進を図るための取組みや仕組みの充実を進め、環境に関する情報の効果的な発信を行うことで、環境に関する理解や学び、体験を促進します。また、多様なバックグラウンドを持つ区民等にも配慮し、環境情報の効果的な発信を行います。

### 施策

#### ① 環境教育・環境学習の推進 **重点施策**

##### 【環境教育】

区立の小中学校における環境教育を、「としまふるさと学習プログラム」の一環として位置づけ、地域の自然環境などを含め、歴史や文化など、郷土への愛着を育むプログラムとして展開していきます。

児童・生徒の地球環境への関心を高めるために、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間などを利用して、世界各国で使われている子ども向けの環境学習教材、「豊島の森」を活用した環境教育や「学校の森」を活用した育樹活動などの体験活動、ビオトープを活用したプログラムなど高密度都市ならではの都市型環境教育を推進します。また、移動教室や修学旅行などで自然体験活動を積極的に導入するほか、中学生を対象とした「いなか体験」を引き続き実施します。

さらに、ハード面でのエコスクール化に加え、環境教育の進め方や学習活動を工夫し、「環境月間」を設定するなど、環境教育を教育課程に位置づけます。また、各学校において、「ごみゼロデー」や緑のカーテンづくりなどを推進します。さらに、「こどもエコクラブ」など、民間団体等による環境プログラムの活用を進めるなど、ソフト面でのエコスクール化も推進していきます。

##### 【環境学習】

区立小中学校では、各学校の特性に合わせた環境授業を実施するため、様々な分野の専門家を派遣することで、各学校の環境教育を支援します。また、学校でのビオトープづくりや、区内在住・在学の児童・生徒を対象とした環境とリサイクルに関するポスターコンクールを行います。

また、区民を対象として、ごみ減量・分別等に係る出前講座、区民による生きもの情報の共有、「豊島の森」における環境講座、図書館における生物多様性に関する学習プログラム、ガーデニングや緑のカーテンづくりなどの緑化講習会等の開催により、環境に関する様々なテーマについて学習できる機会を提供します。そして、「としまエコライフフェア」などの環境イベントの実施により、子どもから大人まで幅広い世代の区民が環境について知り、考える機会と場を提供します。



環境とリサイクルに関するポスターコンクール  
(中学生の部) 2018年度最優秀作品

## <エコスクール化>

### ・ 巣鴨北中学校

改築中の巣鴨北中学校は、環境負荷の低減や自然の共生に配慮した学校施設として整備し、生徒たちの環境教育の場となることを目指し、2019年8月下旬に開校予定です。



### 自然を身近に感じる環境教育

敷地内の緑化の推進（既存樹木、新植樹木、屋上緑化、壁面緑化など）、太陽光パネル、自然エネルギーの活用など、エコスクールとして整備します。



### 四季の移り変わりと彩り、伝統を感じる学校

れんが通りの両脇の花壇、正面入口の芝生広場やソメイヨシノなど、みどりがあふれ、四季や豊島区の伝統を肌で感じることができるよう、自然環境を整備します。

### ・ 池袋第一小学校



森の中の学校（池袋第一小学校）

## ② 環境情報の効果的な発信

区の環境に関する情報を集約した広報を展開します。環境情報誌「エコのわ」を通して発信し、環境に配慮した暮らしや、その実現方法などをわかりやすく伝える工夫を行っていきます。また、「環境月間」である毎年6月には、庁舎内で環境に関わるパネル展示を行います。

環境に関する各種情報を適宜提供していくため、区のホームページ等により、みどりに関するイベントや講習会などの緑化情報、建築物の低炭素化を図る技術や支援制度などの情報のほか、生活や事業活動に関する環境情報の発信を行います。また、区の環境の現状や環境に関する取組みの進捗については、「豊島区環境年次報告書」による情報提供を継続します。

外国人居住者へのきめ細やかな情報提供と区の環境に関する理解促進を図るため、ごみ分別の啓発の多言語対応などを行います。また、QRコードや区役所本庁舎に設置されているデジタルサイネージの活用等、さまざまな方法で情報発信の充実を図っていきます。



環境情報誌「エコのわ」

## ミニコラム

### 環境教育プログラム

子どもたちがプログラムを通じて知識を行動に移し、環境に配慮したライフスタイルを定着させ、社会への貢献や、保護者を含めた社会全体の環境意識の向上につなげていくことを目的に実施しています。

#### <実施プログラムの例（2018年度）>

##### ①「キッズ ISO14000 プログラム（入門編）」（小学5年生向け）

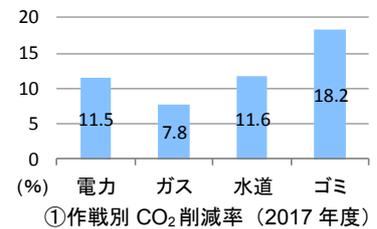
児童は、エネルギーを主とした環境問題を学び、ワークブックに沿って家庭で省エネ、ごみの削減等を実践し、運営団体による評価とアドバイスを受けます。2017年度には、このプログラムにより、4小学校の小学生248名が1週間のCO<sub>2</sub>削減に取組み、**0.781t-CO<sub>2</sub>**（キッズISO認証量）を削減しました。

##### ②「プールにいるヤゴ等の生きもの学習」（小学1～4年生向け）

ボランティアのヤゴ救出リーダーが、学校のプールに発生するヤゴを題材に、都会の中の自然と生き物について授業を行い、ヤゴの救出（採集）指導も行います。

##### ③「豊島区の校庭からはじめる環境教育」（小学生～中学生向け）

環境教育の専門家が、校内及び学校周辺の環境を題材にした授業を行います。



「豊島区の校庭からはじめる環境教育」授業

## ランドセルの寄付～豊島区からアフガニスタンの子どもたちへ～

区教育委員会は、民間事業者が主催する「ランドセルは海を越えて」キャンペーンの趣旨に賛同し、使用し終わったランドセルのアフガニスタンの子どもたちへの寄付を、区立小中学校の児童・生徒・保護者へ呼びかけました。身近なランドセルを通じて、子どもたちにリサイクルの意識を持ってもらうとともに、国際理解・貢献の輪の拡大を目指しています。2015年度には524個、2016年度には394個、2017年度には335個のランドセルが集まり、船便でアフガニスタンへと出発しました。



## 連-2 環境人材を育成し、活動の場を広げる

区的环境を将来にわたって良好に維持していくためには、環境教育・環境学習によって区民や事業者の取組み意欲の向上を図るだけでなく、区に集う様々な主体と連携し、様々な環境分野における活動を率いることができる人材の活躍が望まれます。

そのため、区的环境活動の推進を担う人材を育成し、活動の幅を広げていくための支援や仕組みづくりに取り組み、区内の環境活動の拡大を促進します。

### 施策

#### ① 環境活動を率いる人材育成 重点施策

緑化や生物多様性保全のための活動や、ごみ減量のための活動、環境美化のための活動を率いる人材の育成をはじめ、様々な環境分野においてリーダーとして地域で活動できる人材を育成していきます。例えばヤゴ救出リーダーは、プールで見られるトンボの幼虫であるヤゴ等のいきもの学習などの活動を行います。

また、「さわやかな街づくり推進団体」等、自主的、継続的に清掃などの環境美化活動を行っている団体及び個人を表彰することで、活動に対するインセンティブの向上を図り、取組みを促進していきます。

これらにより、環境問題を自ら改善できる問題としてとらえ、実際に解決するために行動できる、持続可能な環境づくりを担う人材を育成していきます。



ヤゴ救出リーダーの活動

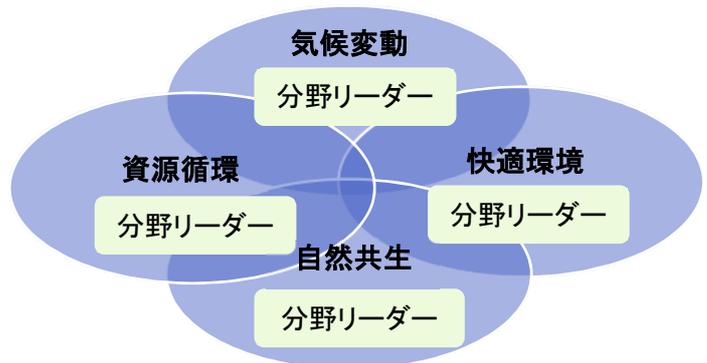


図 27 環境リーダーのイメージ

#### ② 環境活動の拡大

区内の環境活動を広げるため、様々な主体や環境活動への支援を行います。

みどりのボランティアやみどりの協定に基づく活動団体に対しては、資材の提供や道具の貸出し、技術的なアドバイスを行います。また、民間基金と連携し、緑の維持保全活動に取り組む市民団体等に対して民間基金を積極的に活用できるよう支援し、緑化の推進を図ります。

区内での自主的な美化清掃活動、地域での落書き消去活動やガム取りを行うボランティアや団体等に対しては、用具の貸出しを行うことにより、自主的な清掃活動を支援し、活動の拡大を図っていきます。



地域落書き消去活動

### 連一3 連携・協働の仕組みをつくる

公共空間のみどりなどを適切に維持し、環境に配慮したまちをつくっていくためには、区民・事業者・団体等、様々な主体との連携・協働によって環境活動を行っていくことが必要です。そのため、各主体との連携による環境保全活動や環境の維持管理の仕組みづくりを進めます。また、民間事業との効果的な連携や、交流自治体等との連携による環境配慮の取り組みを進めます。

## 施策

#### ① 協働による環境活動の推進

緑豊かな地域の再生と、地域に住む人々を守る「いのちの森」づくりをはじめ、区民、地域活動団体、企業等からなる実行委員会のもと、様々な緑化活動を行う「グリーンとしま」再生プロジェクトを継続します。また、区内のみどりを適切に維持していくため、公園、広場、小中学校等における地域住民による植物の手入れや清掃、公園内の花壇におけるみどりの協定団体による花の植えつけや管理など、地域住民等との協働によるみどりの維持管理の仕組みづくりと活動への支援を行います。また、学校の森における区民等による樹木育成の協力体制の構築を図っていきます。

環境美化活動に関しても、区内の企業・団体等から成る「クリーンサポーター」、個人のボランティア、地域の商店会や学校など、様々な主体との協働を引き続き推進し、連携の強化に努めます。

また、地域で活動する若手アーティスト等と連携して公園等トイレの改修に取り組む「トイレアートプロジェクト」により、公園等の利用環境の改善を進めます。

#### ② 事業者・行政の連携強化 **重点施策**

新たに「としま低炭素モデル地区基準」を設定し、推進していきます。これにより、まちの再開発などの機会を捉えて事業者の積極的な関与による低炭素化を目指していきます。

また、池袋駅周辺における未利用エネルギー活用やバイオマス発電等についても具体的に検討し、事業者と連携し、環境に配慮したまちづくりを推進します。

今後、エコシティの全国モデルとなるような環境に配慮した取り組みを検討し、事業者の積極的な関与による実現を目指していきます。

「としまエコライフフェア」をはじめとする区民に向けた環境イベントについて、事業者と連携した実施も図っていきます。

#### ③ 行政間連携による環境配慮

交流都市との連携事業において、自然体験などの環境教育につながる取り組みも行っていきます。

また、森林整備等による森林環境の保全など、温室効果ガス削減対策の一環として、自治体間連携によるカーボン・オフセットの実施について検討を行います。

重点  
施策

【連携・協働：持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち～エコ人材とエコ活動をつなぐ～】

## 課題

区で生活する人や働く人だけでなく、世界中から訪れる人びとが活発に行き交う豊島区では、区に集うすべての人が環境に配慮した行動を心がけ、また相互に連携して良好な環境を守り育てていくことが求められます。

そのためには、多様なバックグラウンドを持つ区民一人ひとりが環境に関する理解を深めると同時に、環境活動に主体的に取組み、先導していく人材を育てることにより、区内の環境活動を活発化させていく必要があります。また、人々を先導していく役割を担う、行政と事業者の連携による環境活動の拡大などの対策を重点的に展開する必要があります。

## 施策内容

- ①環境教育・環境学習の推進  86 ページ
- ②環境活動を率いる人材育成 89 ページ
- ③事業者・行政の連携強化★ 90 ページ

これらの重点施策の推進により、区に集うすべての人が協働して環境に配慮したまちをつくっていくための機運を醸成するとともに、将来にわたって良好な環境を維持していくための土台をつくっていきます。

★付きはリーディングプロジェクト（重点施策の中で優先的に取り組む事業）の属する施策

## 関連する主な SDGs の目標とターゲット

- |      |  |   |
|------|--|---|
| 4.7  | 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 |  |
| 7.2  | 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。   |  |
| 7.3  | 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。  |  |
| 11.6 | 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。   |  |
| 11.7 | 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。   |  |
| 12.5 | 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。   |  |
| 13.3 | 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。  |  |

出典)外務省ホームページ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳より抜粋。

注)重点施策の取組みによる貢献分野に最も近いと思われる SDGs のターゲットを示しています。

リーディングプロジェクト

(仮称) クリーンサポーター・リーダー制度

目的

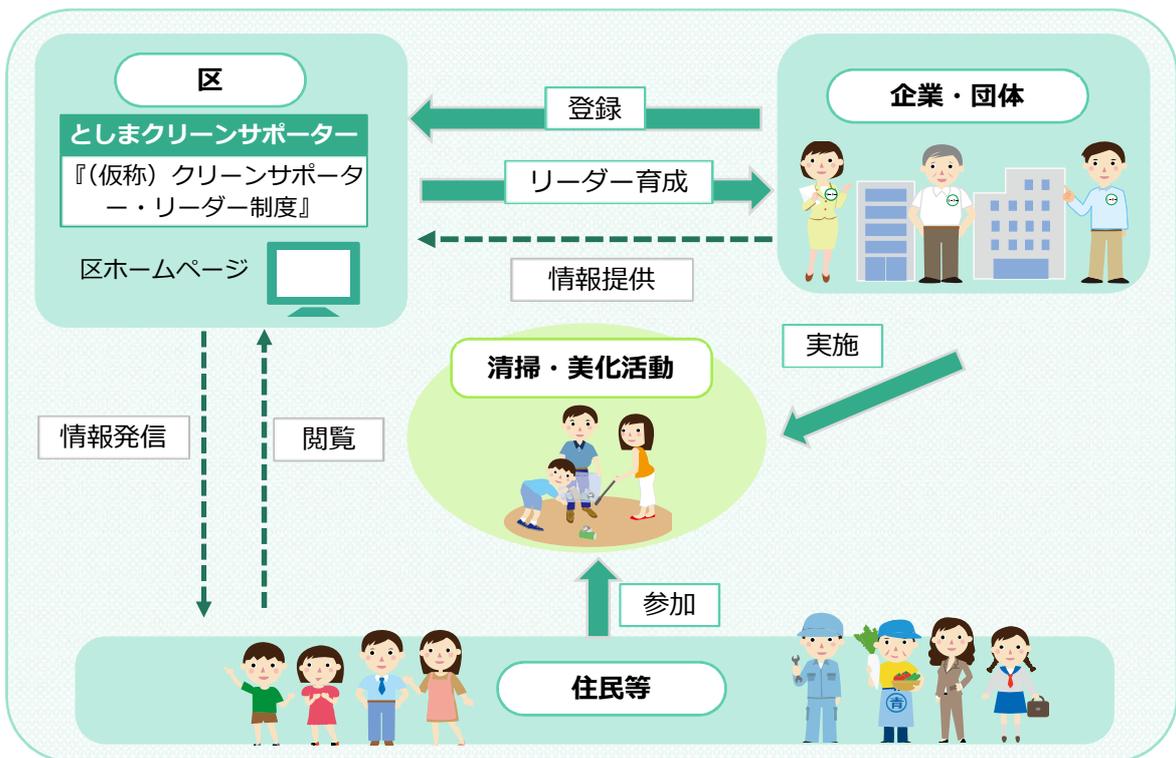
区では現在、区内の企業・団体等に、「としまクリーンサポーター」として登録し、自主的な環境美化活動を実践していただいておりますが、クリーンサポーター同士や、地域の清掃活動に参加する地域住民間での交流や連携などには至っておらず、活動の主体や活動の幅が限定的であるという課題があります。

クリーンサポーター制度を発展させた「(仮称) クリーンサポーター・リーダー制度」を新たに創設することで、登録しているクリーンサポーターに、地域清掃の中心的役割(リーダー)として活動していただくことを目指します。

概要

- ・クリーンサポーター制度を発展させた「(仮称) クリーンサポーター・リーダー制度」を新たに創設し、リーダー育成の機会を提供していきます。
- ・クリーンサポーター・リーダーの活動状況については、区のホームページにおいて優先的に紹介するなど、企業のCSR活動や地域の自主的な先進事例としてアピールできる仕組みづくりを検討していきます。
- ・クリーンサポーターによる清掃活動の内容を事前に区のホームページで情報発信するなど、地域住民や他のクリーンサポーターと共有し、参加を促進する仕組みをつくります。

この制度の創設と運用により、区内の異なる主体間の連携による環境活動を活性化し、環境づくりのための行動の輪を広げていきます。



## コラム

## 自治体間交流 自治体間連携によるカーボン・オフセット事業の展開

豊島区では、防災、文化、教育などの様々な面から、自治体間交流を実施しています。環境面においても区民への自然体験の機会を提供し、住民間の連携を促進しています。

### 自治体間連携によるカーボン・オフセット事業

2019年度から、秩父市との連携によるカーボン・オフセット事業を実施予定です。区が秩父市に整備する森林を活用し、ダイナミックな自然体験を伴う環境交流事業を実施し、区民への環境教育を促進します。



候補地森林イメージ

### 自治体間連携による カーボン・オフセット

都市部の住民などによる日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの一部を、森林を多く有する自治体との連携による森林整備を行うことで温室効果ガスの排出削減・吸収価値を創出し、埋め合わせすること。

### 自治体間交流事業の例

#### 様々な地域との共生～豊島区・秩父市版生涯活躍のまちづくり

移住・交流促進事業の推進により、豊島区・秩父市が共に発展していくモデルを構築しています。その一環として2018年には、農業体験型農園にて、地元の方とともに、参加者が共同で作物を栽培し、植え付けから収穫までを行いました。



#### 観光交流

##### 茨城県常陸大宮市

「親子ふれあい・ふるさと体験ツアー」を開催し、木工体験や、ブルーベリーの摘み取りを実施するなど、地域の方との交流を深めています。

##### 栃木県那珂川町

「日本で最も美しい村」があるともいわれる那珂川町で、農家体験、そば打ち体験など自然を体験するツアーを実施し、地域の方との交流を図っています。

#### 教育連携

##### 長野県立科町

区立小学5年生を対象にした「立科林間学校」は、山林・河川・湖沼・湿原などの特色や動植物についての理解を深め、環境保全への関心を高めることを目的に実施しています。

##### 秋田県能代市

区立中学2年生の一部を対象にした「いなか体験」では、野菜や果物の収穫、自然散策、火力発電所の見学等を実施しています。



## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の進行管理

本計画は、区民・事業者・区をはじめとする、区に集うすべての人（＝みんな）による取り組みのもとで推進するものです。

計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、区民や事業者の取り組みの促進や計画の進行管理を行います。

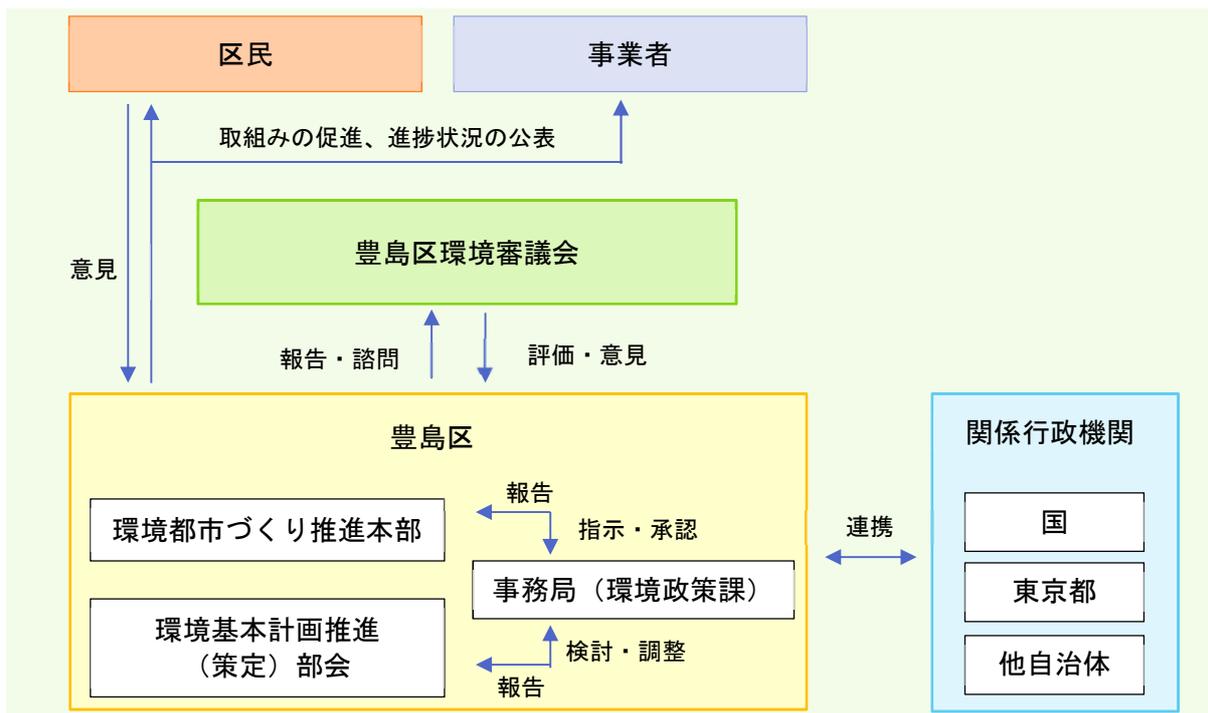


図 28 計画の推進体制図

#### (1) 庁内推進体制による進行管理

計画の進行管理は、区長を本部長とする「豊島区環境都市づくり推進本部」による確認・決定のもとで行います。

計画推進に際して必要な部門間調整や各種の調査・検討に関しては、豊島区環境審議会のもとに設置する「豊島区環境基本計画推進（策定）部会」において行います。

#### (2) 環境審議会による進捗評価等

区長の附属機関である「豊島区環境審議会」を定期的に行い、計画や事業の進捗状況の評価や見直し等に関する意見を聴取します。

#### (3) 関係行政機関との連携

国や東京都が実施する環境施策のほか、周辺自治体をはじめとする他行政機関の動向を注視し、事業を効果的に推進するうえで必要な連携強化を図ります。

## 2. 進行管理方法

### (1) PDCA サイクルによる継続的な取組改善

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間の PDCA と、②事業の進行管理に係る毎年度の PDCA から成る 2 種類の PDCA サイクルを多層的に運用します。前者の PDCA サイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

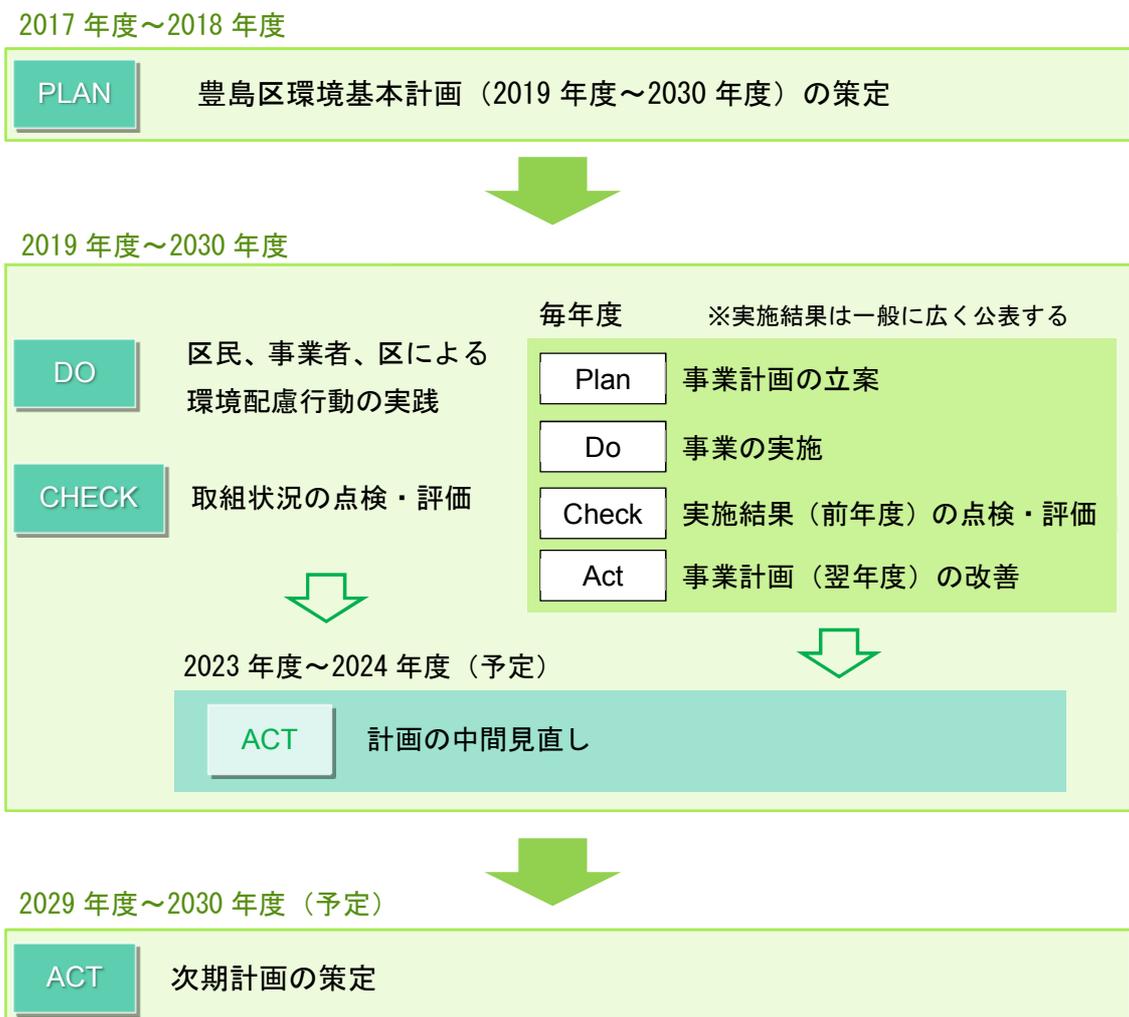


図 29 PDCA サイクルによる計画推進の流れ

## (2) 進捗管理指標

本計画の進行管理においては、具体的な取組みやその成果を測るモノサシ（＝進捗管理指標）を基本目標ごとに複数設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

進捗管理指標としては2種類（成果指標、取組指標）を設けることとします。具体的な指標の選定に際しては、前計画や区の関連計画で採用された指標に加え、環境審議会における提案などを参考にしました。

成果指標： 各基本目標の取組みの進捗及び成果を測る指標

取組指標： 各施策の取組状況を測る指標

注) 上記のほか、区の環境の状況や成果に関して継続的な把握が望まれる指標(モニタリング指標)を適宜選定し、進行管理における補足的情報として取り扱います。

※指標の目標値は、達成の困難さなどを考慮し設定しています。

# 資料編

## (1) 豊島区環境基本条例

平成 20 年 3 月 24 日

条例第 20 号

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密度都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)、事業者、区民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。
- (5) 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。
- (6) 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

## (基本理念)

- 第3条 環境の保全是、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
  - 3 環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

## (区の責務)

- 第4条 区は、環境の保全是を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (1) 地球温暖化の防止に関すること。
  - (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。
  - (3) 公害の防止に関すること。
  - (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。
  - (5) 緑の保護及び育成に関すること。
  - (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。
  - (7) 地域環境の美化に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全是を図るために必要な事項に関すること。
- 2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

## (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。
  - 4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (区民の責務)

- 第6条 区民は、日常生活において環境への負荷の低減及び公害の防止に努めなければならない。
- 2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。
  - 3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (一時的滞在者の責務)

- 第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者(以下「一時的滞在者」という。)は、環境への配慮に努め、区が実施する環境の保全に関する施策並びに事業者及び区民が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

**(区、事業者及び区民の連携・協働)**

第8条 区、事業者及び区民は、地球的な視野をもって地域から環境の保全に取り組む大切さを共有するよう努めなければならない。

2 区、事業者及び区民は、地域社会を構成する多様な主体として、それぞれの役割分担のもとに、相互に連携・協働し、環境の保全に関する施策又は取組を推進するよう努めなければならない。

**(環境基本計画の策定)**

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策の推進方法
- (4) 環境の保全に関する配慮の指針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊島区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

**(施策の総合調整等)**

第10条 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築又は管理に際して、当該公共施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講ずるものとする。

**(誘導的措置)**

第11条 区は、事業者及び区民が、環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(施策への意見の反映)**

第12条 区は、事業者及び区民の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

**(情報の収集及び提供)**

第13条 区は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する必要な情報を収集し、これを適切に事業者、区民及び一時的滞在者に対し提供するよう努めるものとする。

**(年次報告)**

第14条 区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

**(環境教育・学習)**

第15条 区は、事業者及び区民が環境の保全についての理解を深められるよう地域との適切な連携を図りつつ、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

## (環境活動の支援)

第 16 条 区は、事業者及び区民による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## (環境に関する調査)

第 17 条 区は、環境の保全に関する施策の実施並びに事業者、区民及び一時的潜在者への情報の提供を的確に行うため、必要な調査に努めるものとする。

## (環境の監視及び測定)

第 18 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

## (国及び東京都その他の地方公共団体との協力)

第 19 条 区は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

## (環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民及び事業者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 豊島区環境基本計画（2019年度～2030年度）策定の経緯

## 1) 豊島区環境審議会

## 1 豊島区環境審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	役職名
学識経験者 (6名)	◎ 蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授
	○ 柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授
	関 礼子	立教大学 社会学部 教授
	高橋 正弘	大正大学 人間学部 教授
	岡山 朋子	大正大学 人間学部 准教授
	村山 顕人	東京大学 大学院工学系研究科 准教授
事業者・関連団体 (9名)	劉 伸行 (2017.11.9～)	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長
	西田 昌浩 (2018.7.31～)	
	瓜生 操 (2017.11.9～)	東京ガス株式会社 北部支店 副支店長
	宮原 裕二 (2018.4.26～)	東京ガス株式会社 北部支店長
	和田 仁志	池袋地域冷暖房株式会社 代表取締役副社長
	坂上 典子	株式会社サンシャインシティ 総務部課長代理
	谷田部 克巳 (2017.11.9～)	株式会社ファミリーマート 管理本部 CSRコンプライアンス部 マネジャー
	保坂あゆみ (2018.4.26～)	株式会社ファミリーマート CSR・総務部 環境・情報統括グループ マネジャー
	大嶋 聡	西武造園株式会社 取締役社長
	浅野 有司	東京商工会議所豊島支部 不動産分科会 副分科会長
	菊池 章二	豊島区商店街連合会 副会長
	田島 正男	豊島区町会連合会 副会長
区民 (5名)	町田 信子	としま生態系学習リーダー会・ヤゴ救出リーダー
	吉原 美智子	元としまF1会議委員
	紫垣 敬子	公募区民
	榊野 光路	公募区民
	村上 政美	公募区民
区職員 (2名)	齋藤 明	豊島区環境清掃部長 (～2018.3.31)
	兒玉 辰哉	豊島区環境清掃部長 (2018.4.1～)
	奥島 正信	豊島区都市整備部長

凡例：◎会長 ○副会長

任期：2017年11月9日～2019年11月8日

## 2 豊島区環境審議会規則

平成 20 年 3 月 27 日

規則第 30 号

改正

平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区環境基本条例(平成 20 年豊島区条例第 20 号。以下「条例」という。)第 20 条の規定に基づき、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 20 条第 4 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 9 人以内
- (2) 事業者及び関連団体 9 人以内
- (3) 区民 5 人以内
- (4) 区職員 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でない認めるときは、この限りでない。

(専門部会)

第 8 条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議録の作成保存)

第 9 条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第 10 条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。

(平 24 規則 64・一部改正)

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。

(平 24 規則 64・平 27 規則 25・一部改正)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 2) 計画策定の経緯

年月		豊島区環境審議会	庁内検討会	その他（調査等）	
2017年	11月	第1回 環境審議会			
	11月～12月			大正大学学生によるワークショップ 豊島区の環境に関する区民アンケート調査①	
2018年	3月		環境都市づくり推進本部会議		
	4月	第2回 環境審議会			
	5月			豊島区の環境に関する区民アンケート調査②	
	6月			第1回 環境基本計画策定部会	
			第3回 環境審議会		
	7月			第2回 環境基本計画策定部会	
					重点施策への区民投票「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画2019～2030」
			第4回 環境審議会		
	10月			第3回 環境基本計画策定部会	
			第5回 環境審議会		
11月			環境都市づくり推進本部会議		
12月				パブリックコメント	
2019年	1月		第4回 環境基本計画策定部会		
		第6回 環境審議会			
	3月		環境都市づくり推進本部会議		
豊島区環境基本計画（2019年度～2030年度）策定					

※2018年度は、「環境基本計画策定部会」のもとに「まちづくり」「資源循環」「快適環境」の3分野の分科会を設置し、計画策定に向けた庁内の連絡調整を図った。

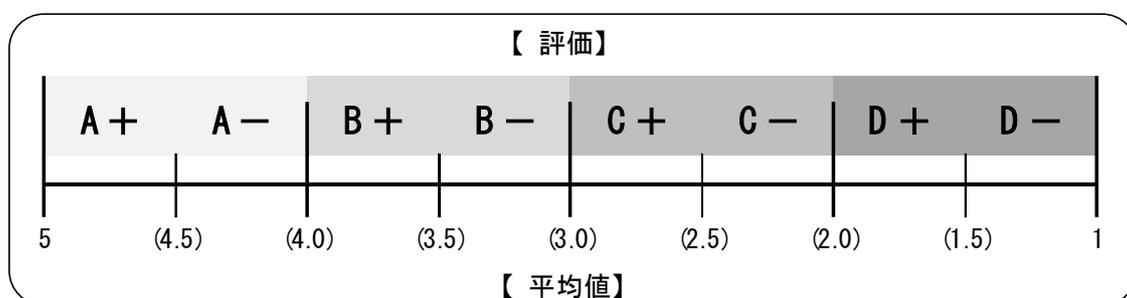
### 3) 前計画の指標の達成状況

成果指標は、前計画（後期計画）の4年目にあたる2017年度までの実績をもとに、進捗状況を3段階（◎,○,△）で評価しました。

表 5 環境指標による評価の基準

進捗状況	評価	点数化
参考線を概ね上回っている	◎	5
参考線と概ね同等	○	3
参考線を概ね下回っている、又は一度も進捗評価がされていない	△	1

分野ごとの評価は、各指標の評価結果を点数化したうえで、その平均値によって8段階（A+,A-,B+,B-,C+,C-,D+,D-）で評価しました。



#### ①分野ごとの評価結果

表 6 分野ごとの評価結果

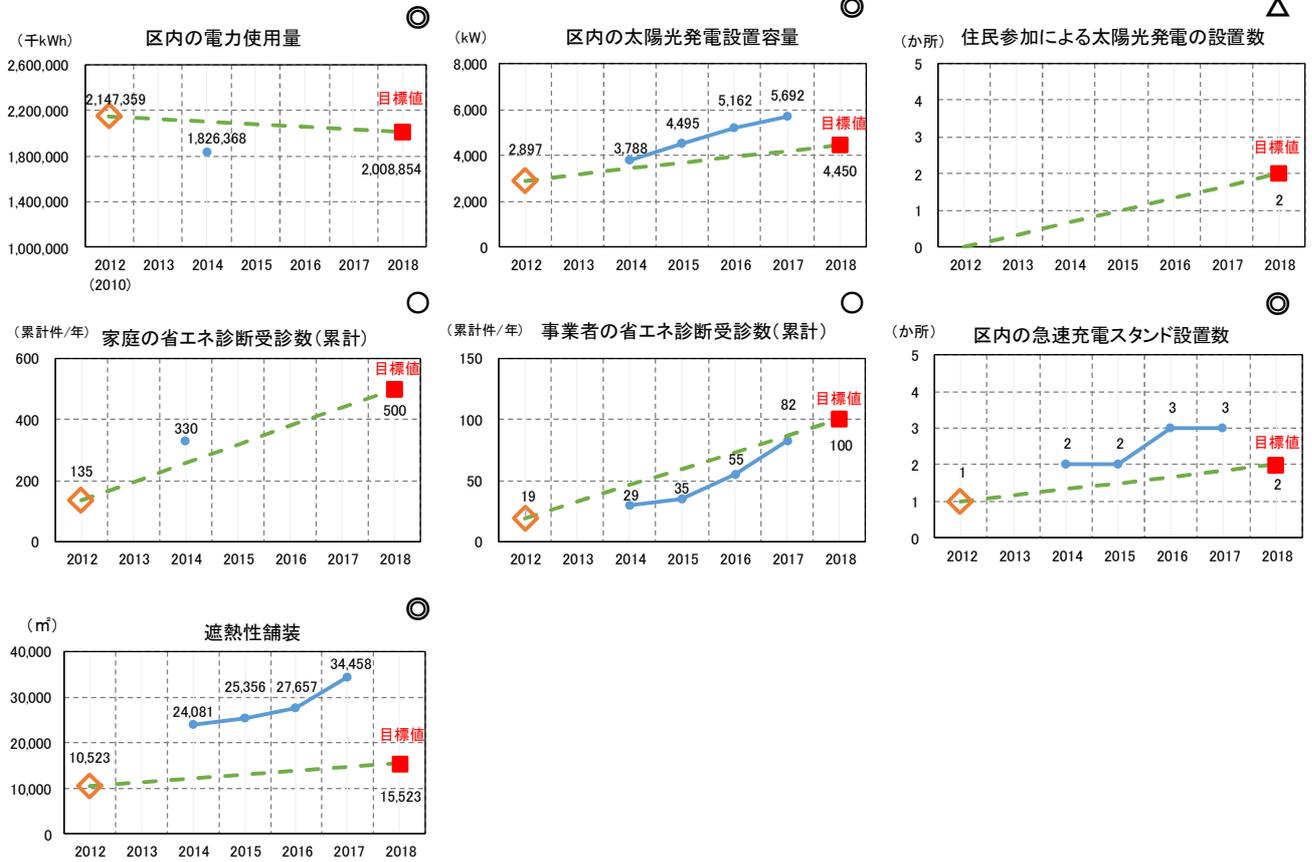
分野の指標評価	評価	点数
①低炭素	B+	3.86
②自然共生	C+	2.67
③循環型社会	B-	3.00
④環境保全	A-	4.00
⑤区の環境配慮	B-	3.00

## ②各成果指標の評価結果

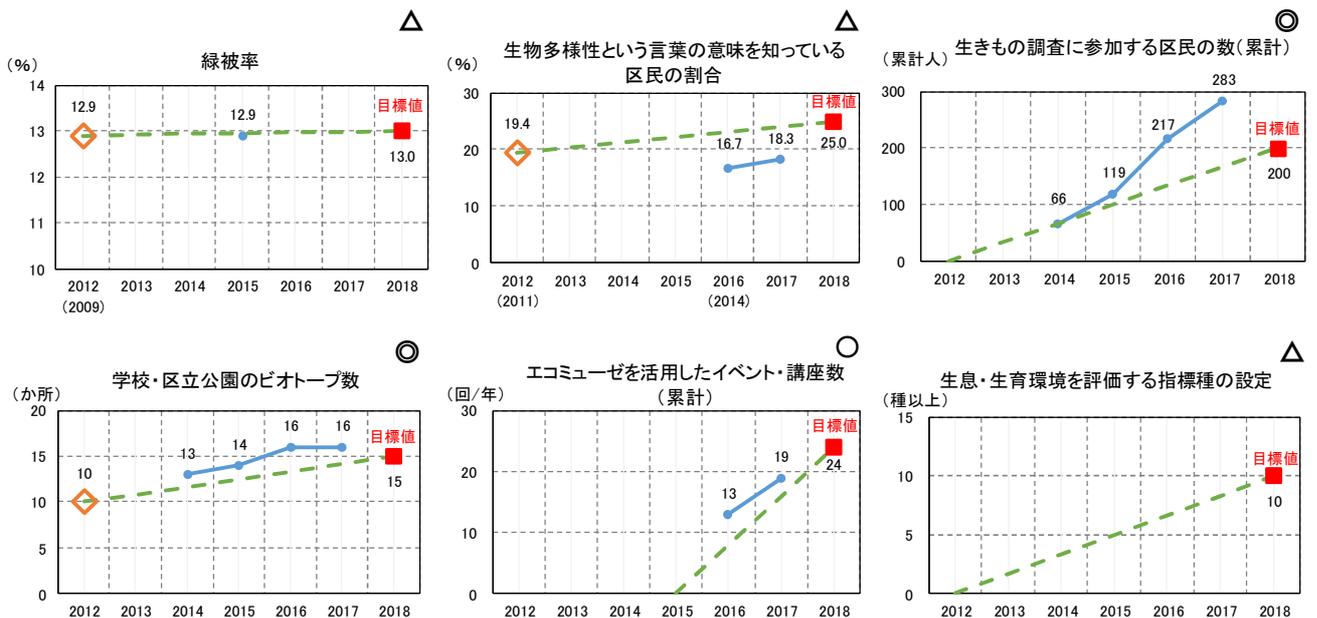
実績：各年度に計測した実績値。  
 基準値：2012年度（現行計画策定時）の現状値。  
 目標値：現行計画に掲げている目標値。  
 参考線：2012年度から目標の2018年度を結んだ目標達成状況の目安となる線。

### 1 低炭素地域社会の実現に向けて

● 実績 ◇ 基準値 ■ 目標値 - - 参考線



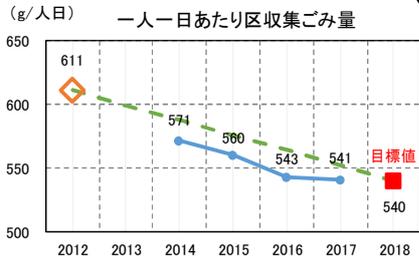
### 2 自然と共生する都市の実現に向けて



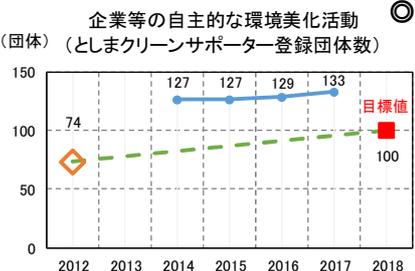
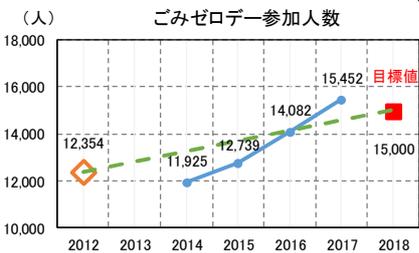
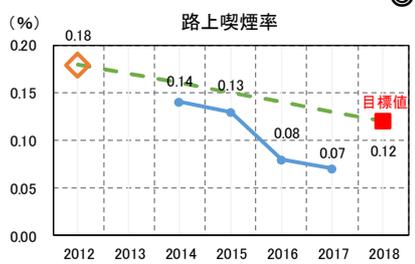
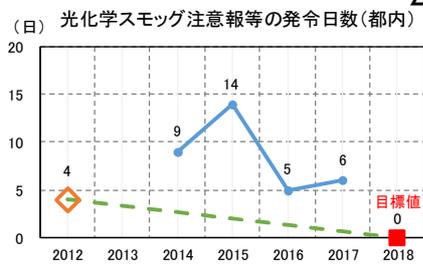
実績：各年度に計測した実績値。  
 基準値：2012年度（現行計画策定時）の現状値。  
 目標値：現行計画に掲げている目標値。  
 参考線：2012年度から目標の2018年度を結んだ目標達成状況の目安となる線。

### 3 ごみの減量と循環型社会の実現に向けて

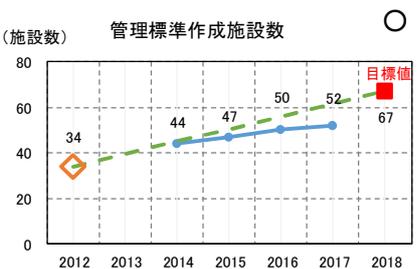
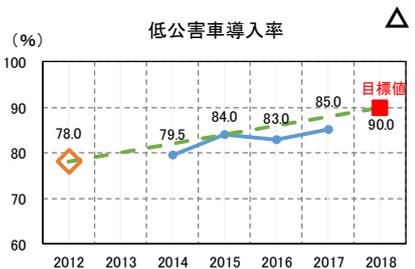
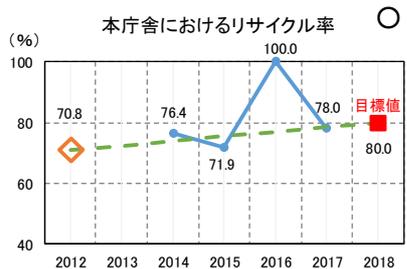
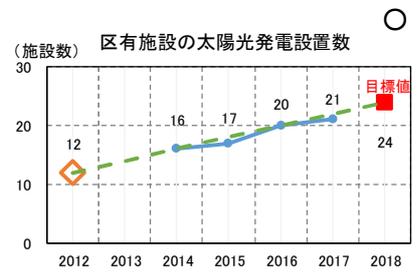
● 実績 ◇ 基準値 ■ 目標値 - - 参考線



### 4 環境の保全に関する取組み



### 5 豊島区の環境配慮率先行動

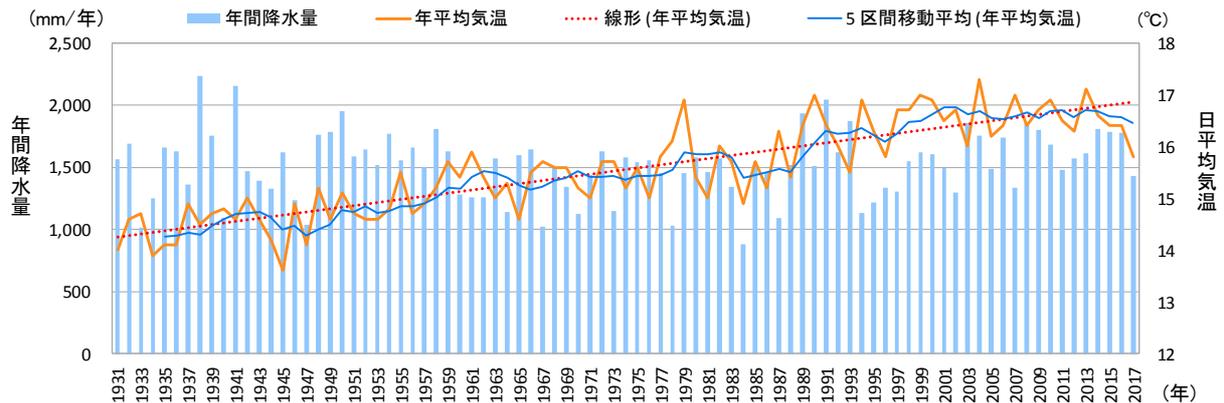


### (3) 温室効果ガスに関する現状と削減目標の推計

#### 1) 区域の特徴

##### <気候>

東京都の年平均気温は、1950年頃までは約14℃～15℃で推移していましたが、近年は16℃～17℃で推移しており、長期的には上昇傾向にあると考えられます。気温の上昇により、熱中症発生率の増加など様々な影響が生じており、これらの影響への適応策の推進が求められています。



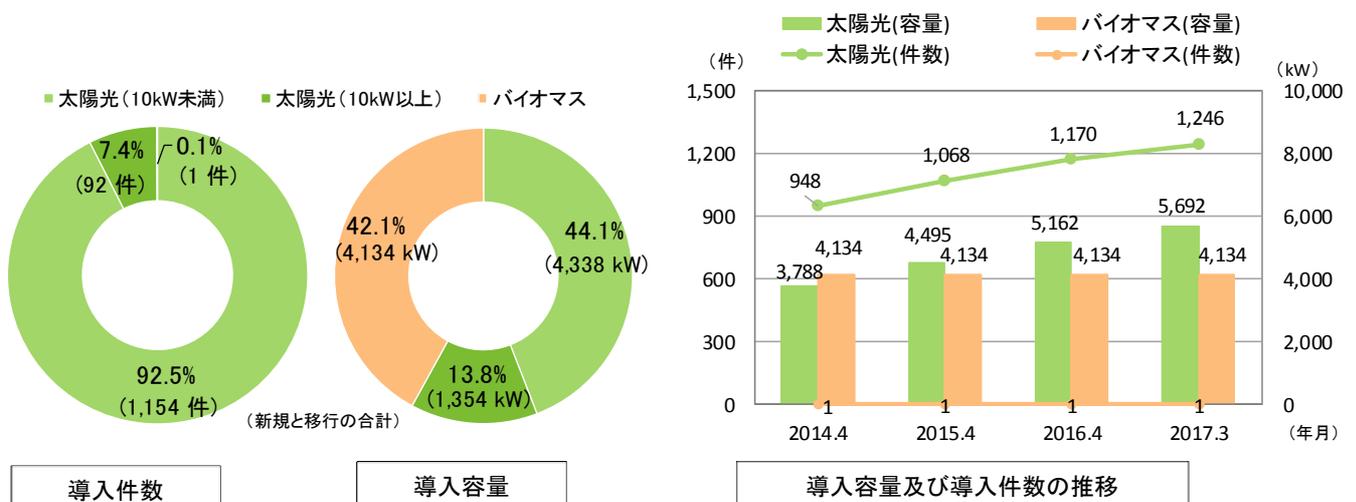
注) 観測地点: 東京(東京都) 緯度: 北緯 35 度 41.5 分 / 経度: 東経 139 度 45.0 分

出典) 気象庁「過去の気象データ」より作成

図 30 気温と降水量の推移と経年変化

##### <再生可能エネルギーの導入状況>

豊島区内に導入されている再生可能エネルギーは、導入件数の約 93%、導入容量の約 44% が 10kW 未満の小規模な太陽光発電が占めています。太陽光発電の導入件数及び導入容量は、固定価格買取制度開始後、順調に増加しており、導入容量は 2014 年 4 月の 3,788kW から 2017 年 3 月には 5,692 kW と約 1.5 倍に増えています。



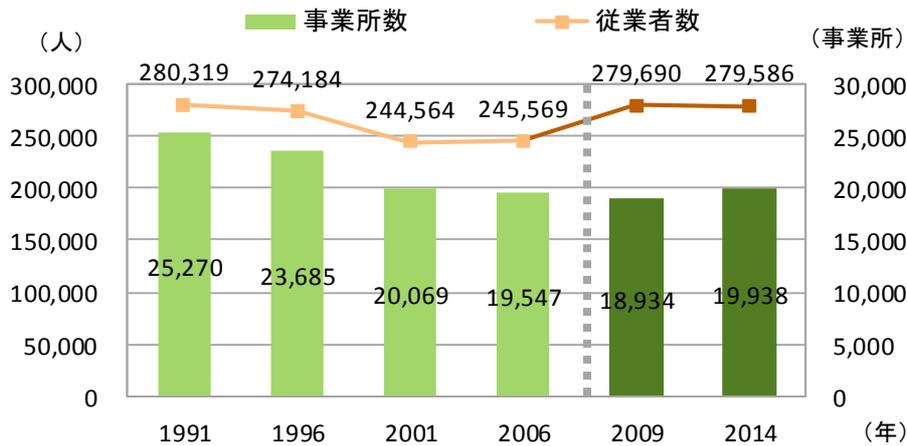
出典) 資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

図 31 再生可能エネルギー導入状況 (2017 年 3 月末時点)

<産業>

豊島区の2014年度の従業者数は約28万人で、2009年と比較して概ね横ばいとなっています。産業大分類別では「卸売業、小売業」が約19%と最も多く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」が約15%となっています。また、2014年には約2万の事業所が所在しており、2009年と比較して微増しています。

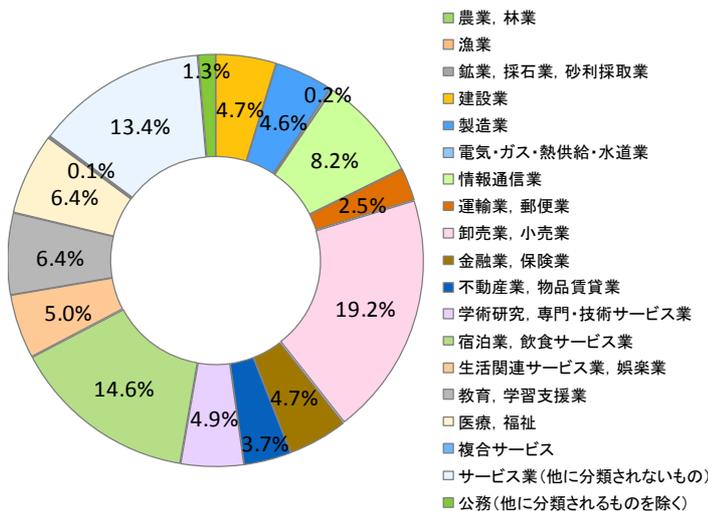
近年の製造品出荷額は1990年代と比べて大きく減少しており、産業構造の変化が現れています。



注)2006年までは「事業書・企業統計調査」、2009年からは「経済センサス」として実施されており、調査方法が異なるため、データの比較には留意が必要。

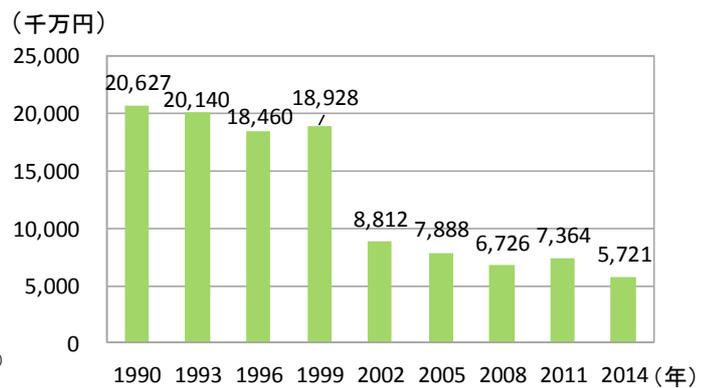
出典)1991年から2006年までは総務省「事業所・企業統計調査」、2009年から2014年までは経済産業省「経済センサス基礎調査」より作成

図 32 事業所数及び従業者数の推移



出典)特別区協議会「特別区の統計」より作成

図 33 産業大分類別従業者数内訳 (2014年)



出典)豊島区「豊島の統計」より作成

図 34 製造品出荷額の推移

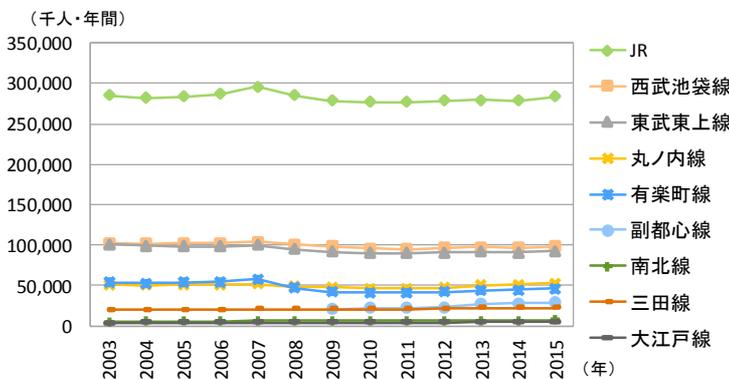
<公共交通・自動車交通>

豊島区では、区の周囲及び区の内部を放射状に主要な幹線道路が走っており、南北方向に首都高速中央環状線、首都高速池袋線の高速道路が通っています。また、JR、東京メトロ、都営地下鉄、都電荒川線、その他私鉄の鉄道路線が各方面から通っており、池袋周辺は鉄道交通の中心となっています。鉄道各路線の利用状況は、過去10年間以上にわたって横ばい傾向が続いています。区内の自動車保有台数は2009年頃と比べてやや減少傾向にあります。



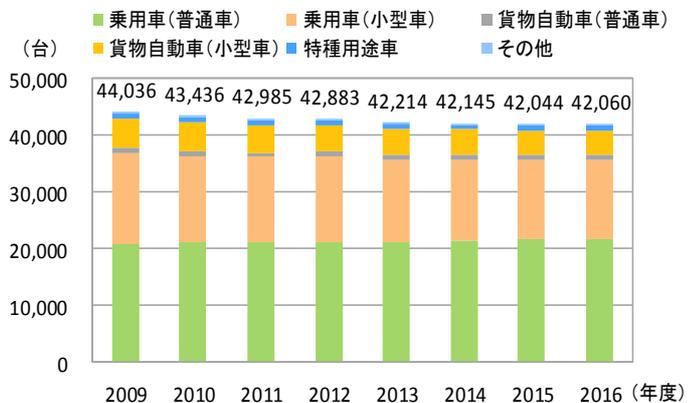
出典)「豊島区都市づくりビジョン」

図 35 都市づくり方針図(交通)



出典)豊島区「豊島の統計」より作成

図 36 区内鉄道乗車人員の推移

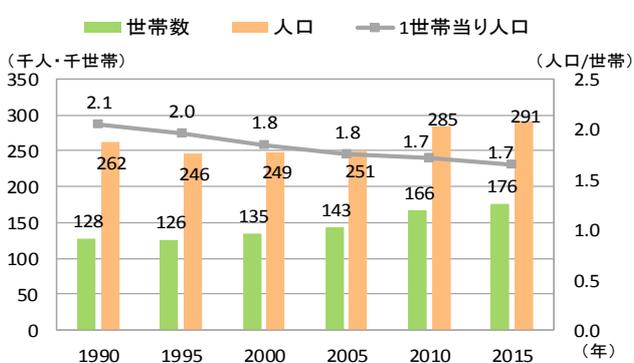


出典)東京都「東京都統計年鑑」より作成

図 37 自動車保有台数の推移

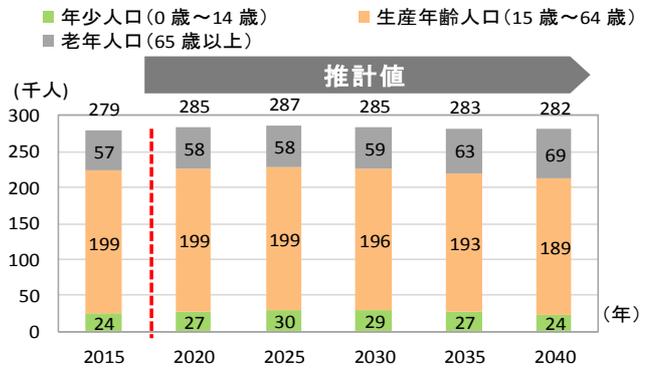
## ＜人口動態＞

人口・世帯数は増加傾向にある一方で、世帯人員は減少傾向にあり、2010年以降は1.7人/世帯となっています。今後、総人口は緩やかに増加した後、2025年以降は減少傾向に転じると予測されています。また、老年人口が増加し、生産年齢人口及び年少人口が減少すると予測されています。



注)「世帯人員」は「人口」を「世帯数」で除した値  
出典)総務省「国勢調査」より作成

図 38 豊島区の人口・世帯数の推移



注)移動率変化、出生率固定による人口推計結果(低位)  
出典)「豊島区人口ビジョン」(2016年)より作成

図 39 豊島区の年齢3区分人口の推移

## 2) 前計画の削減目標の達成状況

### ■前計画における豊島区のCO<sub>2</sub>削減目標

中期目標(2025年度): 2005年度比30%(1990年度比22%)以上の削減を目指す。

長期目標(2050年度): 2005年度比70%(1990年度比67%)以上の削減を目指す。

### ■前計画における豊島区のCO<sub>2</sub>排出量・エネルギー消費量の目安

2018年度 CO<sub>2</sub>排出量の目安: 1,406千t-CO<sub>2</sub>(2011年度比約9.6%削減)

2018年度 エネルギー消費量の目安: 16,222TJ(2011年度とほぼ同程度)

2015年度のCO<sub>2</sub>排出量は2005年度比で約2%増加し、2011年度比では約3%減少した一方、エネルギー消費量は2005年度比で約18%減少、2011年度比では約8%減少となりました。エネルギー消費量は削減目標達成に向けて順調に推移していますが、CO<sub>2</sub>排出量は、電気の二酸化炭素排出係数の影響が大きく、削減が順調に進まない結果となりました。

表 7 前計画の削減目標の達成状況

	実績			目安	目標	
	2005年度 (基準年度)	2011年度	2015年度		中期	長期
				2018年度	2025年度	2050年度
CO <sub>2</sub> 排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	1,488	1,557	1,517	1,406	1,042	—
2005年度比	—	4.6%増	1.9%増	—	30%減	70%減
2011年度比	—	—	2.6%減	約9.6%減	—	—
エネルギー消費量(TJ)	18,032	16,203	14,844	16,222	13,528	—
2005年度比	—	10.1%減	17.7%減	—	25%減	—
2011年度比	—	—	8.4%減	ほぼ同程度	—	—

### 3) 温室効果ガス削減目標の推計

国の技術資料（「地球温暖化対策計画」等）に基づき、区内で2030年までに想定される対策実施量を推計しました。部門ごとの推計結果詳細を表8に示し、削減見込みの総括を図40（112ページ）及び表3（33ページ）に示します。

なお、区内で2030年までに想定される対策実施量は、次の式から算出しました。

【対策実施量算定式】

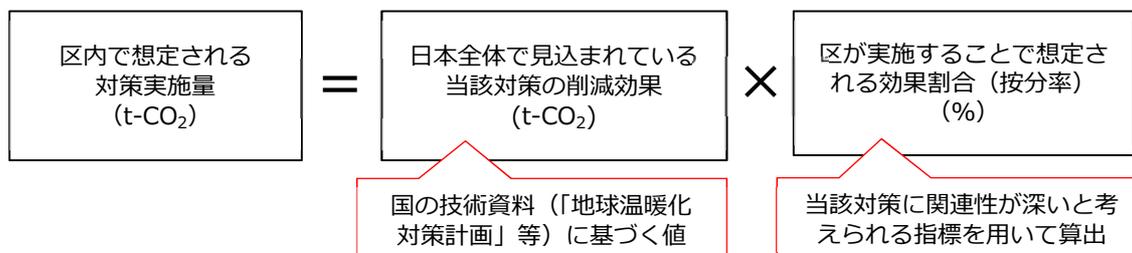


表 8 部門別対策別の対策実施量

部門	対策	取組内容	用いた指標	区内で想定される対策実施量
産業	省エネ技術・設備の導入	産業用照明、FEMS等の導入	製造品出荷額	▲1.0千t
		【合計】		
家庭	住宅の省エネ化	新築住宅における省エネ基準適合の推進	全世帯数	▲28.8千t
		既存住宅の断熱改修の推進	同上	▲3.9千t
	省エネ機器の導入	高効率給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池等の導入	世帯数（単身世帯除く※） ※単身世帯は、初期費用が高い高効率給湯器等は買替時に選択しないと想定	▲11.1千t
		高効率照明の導入	全世帯数	▲27.5千t
		省エネ浄化槽の導入	同上	▲0.1千t
		トップランナー基準の空調・動力機器の導入	同上	▲15.4千t
	省エネ行動の徹底	HEMS・スマートメーターの導入	同上	▲23.4千t
		省エネ行動の実施（照明の効率化、冷房温度の適正化等）	同上	▲79.3千t
		機器の買替え促進	同上	▲0.4千t
		家庭エコ診断	同上	▲0.4千t
【合計】			▲190.4千t	
業務	建築物の省エネ化	新築建築物における省エネ基準適合の推進	業務建物延床面積	▲38.2千t
		建築物の省エネ化（改修）	同上	▲2.9千t
	省エネ機器の導入	高効率給湯器、潜熱回収型給湯器の導入	同上	▲5.5千t
		高効率照明の導入	同上	▲33.0千t
		冷媒管理技術・トップランナー基準の動力機器の導入	同上	▲60.3千t
	BEMS・スマートメーターの導入	業務建物延床面積（事務所ビル 大型小売店、ホテル、病院のみ※）	▲61.7千t	

部門	対策	取組内容	用いた指標	区内で想定される対策実施量
			※エネルギー消費の負荷が大きい業種（事務所ビル、大型小売店、ホテル、病院）に率先導入されると想定	
	省エネ行動の推進	省エネ行動の実施（照明の効率化、冷房温度の適正化等）	業務建物延床面積	▲9.5千t
	その他対策・施策	エネルギーの面的利用の拡大、ヒートアイランド対策の実施等	同上	▲2.6千t
			【合計】	▲213.7千t
運輸	単体対策	次世代自動車の普及、燃費改善	乗用自動車保有台数 ※豊島区（東京都）は、他都道府県より次世代自動車の先導した普及が見込まれるため、「都道府県別補助金交付台数（EV・PHV・FCV）」（（財）次世代自動車振興センター）の実績値（2016年度）に基づき、補正をかけて算出	▲41.5千t
	その他対策	道路交通流対策の推進（信号機の集中制御化、信号機の改良等）	全世帯数	▲9.3千t
		公共交通機関の利用促進、省エネ化	全人口	▲8.1千t
		自動車運送事業の効率化	事業用（貨物・乗合）自動車保有台数	▲5.5千t
		エコドライブ等の環境負荷の少ない自動車利用の推進	全世帯数	▲8.8千t
			【合計】	▲73.2千t
その他ガス	廃棄物削減対策	バイオマスプラスチック類の普及	全人口	▲4.8千t
		廃棄物焼却量の削減	同上	▲1.0千t
	代替フロン等削減対策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	製造品出荷額	▲1.0千t
		業務用冷凍空調機器の使用時・廃棄時におけるフロン類の漏えい防止 産業界の自主的な取組の推進	業務建物延床面積 製造品出荷額	▲66.6千t ▲0.2千t
			【合計】	▲73.7千t
			【総計】	▲552.1千t

注) 四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

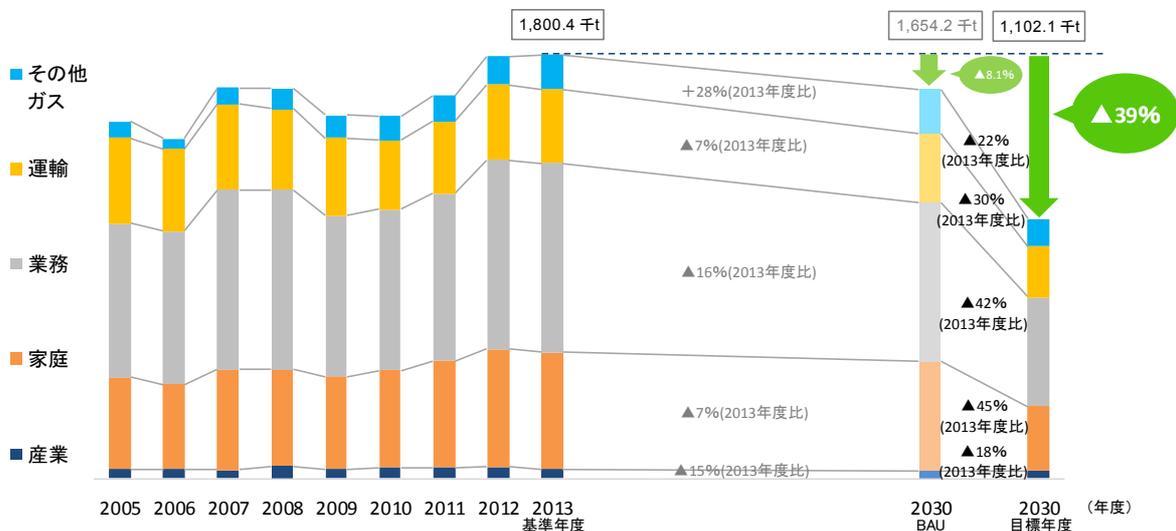


図 40 豊島区における温室効果ガス排出量の削減見込み

#### (4) 区民が選んだ重点施策



2018 としまエコライフフェアにおいて、「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」と題して、来場者が区に期待する環境施策や、区民が自ら取り組みたい、参加したいと思う環境施策への投票を呼びかけました。

##### 1) 実施概要

(1)調査項目	①「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」 ②豊島区の環境についての自由意見
(2)調査方法	①イベントブースの投票パネルにて投票（シールを 5 枚渡し、各基本目標ごとに 1 つ、計 3 つ以上貼付を依頼） ②イベントアンケート内の記入欄にて記入
(3)実施日	2018 年 7 月 29 日（日）
(4)対象	環境イベント（2018 としまエコライフフェア）の来場者
(5)投票者数 （回答者数）	①266 人 ②106 人（豊島区在住 76 人／豊島区外在住 17 人／在住地未回答 13 人）



図 41 投票結果

##### 2) 投票結果

【問】	次期環境基本計画策定にあたり 1～5 の各部門ごとに 3 つの環境施策のうち 1 つ、豊島区にこれを重点的に行ってほしい、わたしが豊島区で取り組みたい、参加したいと思う施策に投票してください。
-----	--

部門	施策	投票数
1 気候変動対策	①太陽光発電システムなどの導入費用の一部を助成します。 【施策名】再生可能エネルギー設備の導入支援	52票
	②区の施設で再生可能エネルギーの導入促進などを行います。 【施策名】区有施設における再生可能エネルギー設備の導入	58票
	③建物間で電気や熱を共有し合うなどの効率的なエネルギー利用を促進します。 【施策名】低炭素まちづくりの推進	136票
2 自然共生	①公園や学校に生きものが住む環境などをつくり、維持・管理を行います。 【施策名】自然環境の保全と創出	97票
	②学校、公園などの公共施設のみどりを増やしていきます。 【施策名】公共空間のみどりの保全・再生・創出	122票
	③区民、地域団体、企業などと連携しみどりを増やす活動を行います。 【施策名】地域が参加するみどりのまちづくり	63票
3 資源循環	①食品ロス削減の講座やフードドライブ（余っている食品の寄付活動）などを行います。 【施策名】食品ロスの削減	90票
	②事業者のごみの減量、リサイクル率向上のため、適正な収集を促進します。 【施策名】事業者の民間収集移行促進	66票
	③災害が起こった時の廃棄物をどうするか対策を考えていきます。 【施策名】災害廃棄物についての対策	96票
4 快適環境	①大気汚染を防ぐための調査・指導などを行います。 【施策名】化学物質の適正管理	47票
	②路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール、キャンペーンなどを行います。 【施策名】路上喫煙・ポイ捨て防止対策	94票
	③まちの環境をきれいにする活動や公園のトイレ整備などを行います。 【施策名】清掃・美化活動の推進	119票
5 連携・協働	①環境イベントや環境教育プログラムを行います。 【施策名】環境教育・環境学習の推進	104票
	②環境リーダーの育成や環境活動を行う場の提供を行います。 【施策名】環境活動を率いる人材育成	49票
	③民間事業者と連携し低炭素など環境にやさしいまちづくりを行います。 【施策名】事業者・行政の連携強化	95票
合計		1,288票

##### 3) 豊島区の環境についての自由意見

【問】	「豊島区環境基本計画」（2019～2030 年度）をつくるにあたってお聞きします。 豊島区の環境について、重要またはあなたが取り組みたいと思うことは何ですか。
回答の主な分野	緑化関係（26 件）、省エネ・節水関係（16 件）、ごみの分別・リサイクル関係（16 件）など

### (5) CO<sub>2</sub>削減のための取組み

日々の生活の中で取り組むことができる、日常の省エネ行動や家電製品等の買い替えによるCO<sub>2</sub>削減効果と節約額を例示します。

調整中

(6) 用語集

アルファベット／数字

調整中